

令和7年度版

市税のあらまし



広島市児童相談所及びこども療育センター等



広島市

は じ め に

広島市は、

【世界に輝く平和のまち】

1 「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり

【国際的に開かれた活力あるまち】

2 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり

3 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり

【文化が息づき豊かな人間性を育むまち】

4 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり

5 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり

6 安全で安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり

を基本構想に掲げて、市民福祉の増進、道路・公園などの都市施設の充実及び学校などの教育施設の充実などいろいろな事業を行っています。

市税は、このような事業を推進するための最も大きな財源です。

この冊子は、市税収入とそのゆくえ、市税の種類及び概要などを簡単にまとめたものです。これをご覧になって、市税に対する理解を深めていただければ幸いです。

なお、市税についてご不明な点がございましたら、68～71ページのお問合せ先までご連絡ください。

また、市税の概要等については、この冊子の発行時点における地方税法・広島市市税条例等の規定に基づくものですので、それ以後の税制改正等により内容が異なることがあります。

広島市のホームページで適宜情報を更新していますので、ご覧ください。

広島市

検索

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>

市HP

■キーワードからさがす

検索

■ページ番号からさがす

表示

目 次

1	広島市の予算	1
2	市税収入とそのゆくえ	2
	○市税収入	2
	○市税のゆくえ	2
	○令和7年度に取り組む事業	4
3	市税の種類	5
4	市税の概要	6
	○市民税	6
	個人市民税	6
	法人市民税	26
	○固定資産税	30
	○都市計画税	41
	○軽自動車税	45
	○市たばこ税	51
	○特別土地保有税	51
	○入湯税	52
	○事業所税	53
	○電子申告及び電子納付	55
5	市税の納付など	57
	○市税の納期	57
	○市税の納付場所	57
	○納税貯蓄組合	58
	○口座振替制度	59
	○キャッシュレス納付	61
	○過誤納金の還付	62
	○納期内納付・延滞金・滞納処分	63
	○市税の減免と猶予制度	64
6	市税についての不服申立て	64
7	市税の窓口事務	65
	○証明と閲覧	65
	○お問合せ窓口	68
8	令和7年度地方税法改正等の概要(市税関係)	72
9	国税の種類	73
	○国税局・税務署一覧	74
	○法務局・出張所一覧	74
10	県税の種類	75
	○県税事務所等一覧	75

1

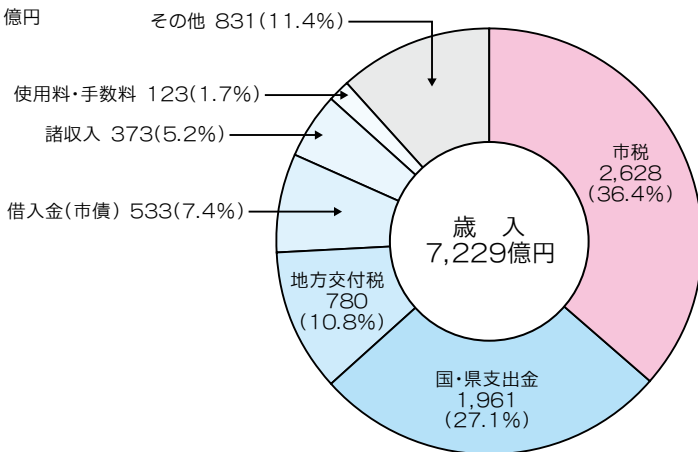
広島市の予算

広島市の令和7年度の一般会計当初予算は7,229億円で、このうち市税収入は2,628億円と歳入の36.4%を占めています。

令和7年度一般会計当初予算

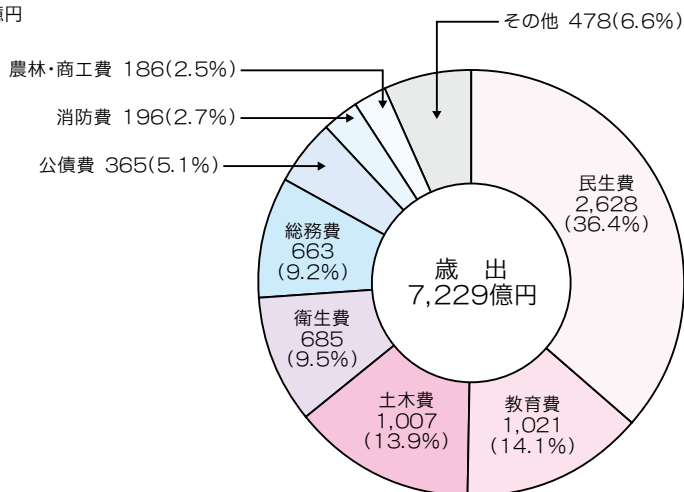
歳入

単位:億円



歳出

単位:億円



2

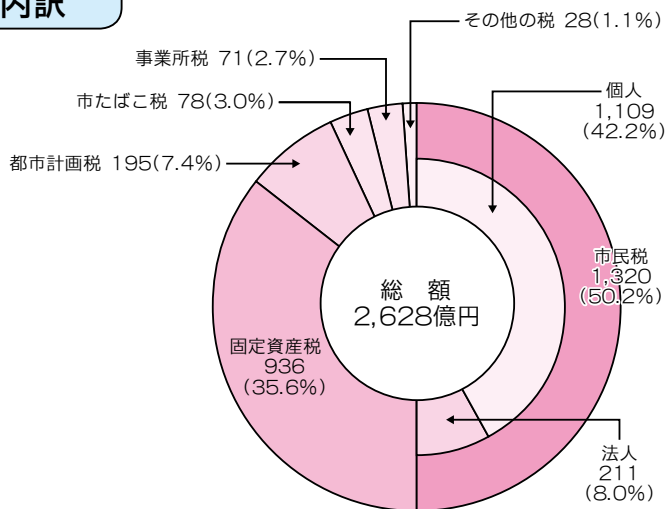
市税収入とそのゆくえ

市 税 収 入

市税は、地域社会の共同の費用を賄うため、地方税法及び市税条例に基づいて市民の皆様に納めていただいています。令和7年度の市税収入予算額は2,628億円で、広島市の主要な財源となっています。

市税収入の内訳

単位：億円



市 税 の ゆ く え

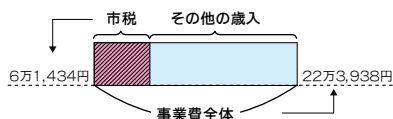
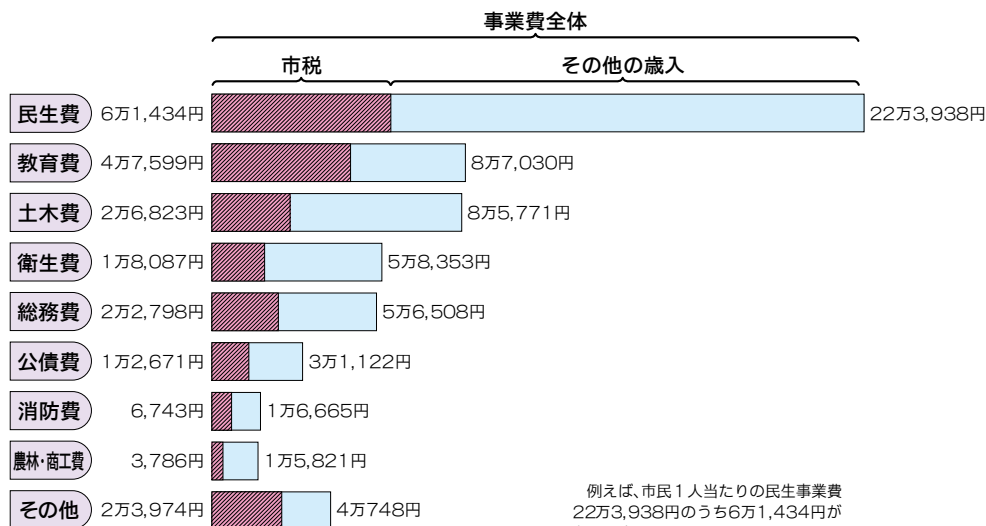
市税収入額を市民1人あたりに換算すると22万3,915円で、市は市民1人当たり61万5,956円の事業を行っています。

なお、これは令和6年12月末日現在の広島市の人口117万3,543人で計算したものです。

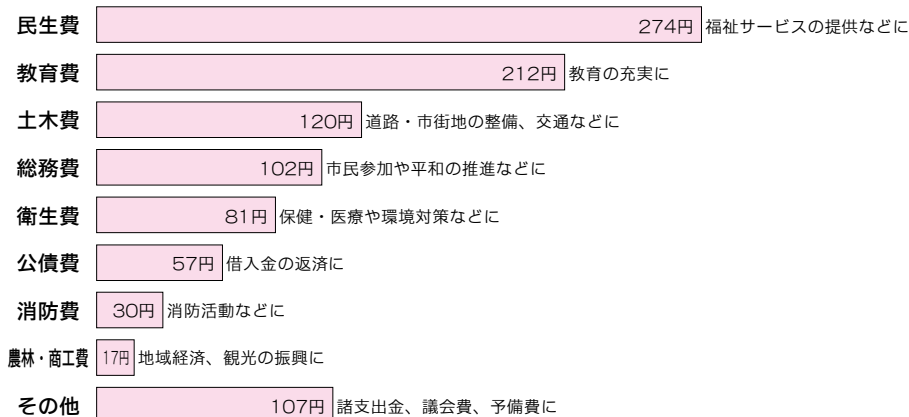
市民1人当たりの市税と事業費



市民1人当たりの各事業別事業費と市税充当額



あなたが納める市税1,000円のゆくえ



※ 令和7年度一般会計当初予算により算出

令和7年度に取り組む事業

令和7年度に取り組む事業の一部を三つの柱に沿って紹介します。

世界に輝く平和のまち

平和を願う市民社会の総意が世界中の為政者の心に届くような環境づくりを目指します。

- 若い世代による被爆地での平和学習に対する支援
- 平和記念資料館のこども向け展示の整備
- 平和記念資料館の付属展示施設の整備

国際的に開かれた活力あるまち

国内外から多くの人を引き付け、市域を超えて活力とにぎわいを生み出すため、都市機能や公共交通の充実強化に取り組みます。

- 基町相生通地区市街地再開発事業の推進
- 京橋の復元
- 乗合バス事業の共同運営システムの構築

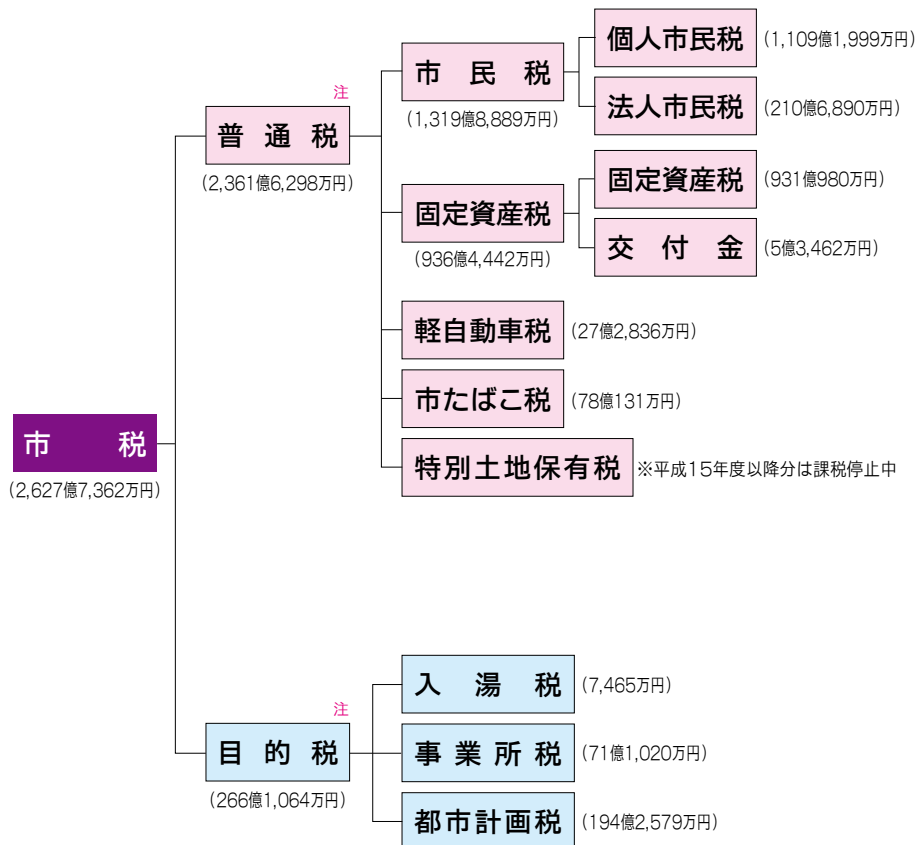
文化が息づき豊かな人間性を育むまち

多様な市民が、その価値観やライフスタイルに応じ、生き生きと健やかに暮らせるような環境づくりを進めます。

- 中央図書館等の移転整備
- 広島平和ミュージカルなどの開催
- ひろしまLMO^{エルモ}の設立・運営支援

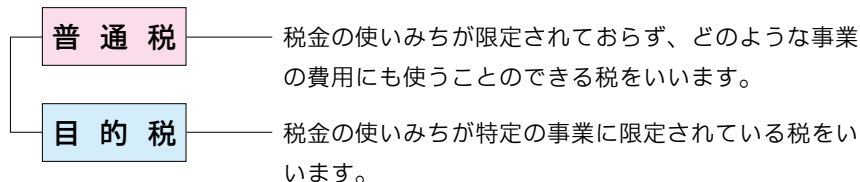
3

市税の種類



※ ()内は令和7年度一般会計当初予算額です。

注 税金の分類



4

市税の概要

市 民 税

市民税は、一般に県民税とあわせて住民税と呼ばれており、個人に課される個人市民税と法人に課される法人市民税とがあります。

個人市民税

個人市民税は、前年中に所得のあった人に課されるもので、その人の前年1年間の所得に応じて課される**所得割**と、所得の多少にかかわらず広く均等に一定の税額で課される**均等割**とがあります。

なお、個人市民税を賦課徴収する際、個人県民税及び国税である森林環境税も市があわせて賦課徴収することになっています。

税金を納める人

次の区分により、○印の税金を納めてください。

納 税 義 務 者	納 め る 税 金		
	均 等 割	所 得 割	森林環境税
区内に住所がある人 ^注	○	○	○
区内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある人 ^注	○		

注 区内に住所、事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断されます。

次の人には、個人市民税・県民税・森林環境税が課されません。

- 均等割、所得割、森林環境税のいずれも課されない人

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額^{注1}が135万円以下（給与所得者の場合、年収204万4,000円未満）の人
- (3) 前年の合計所得金額^{注1}が次の算式で求めた額以下の人

$$35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + 21\text{万円}^{\text{注2}}$$

（夫婦子ども2人の給与所得者の場合、年収256万円未満の人）

- 所得割が課されない人

- (1) 前年の総所得金額等^{注3}の合計額が次の算式で求めた額以下の人

$$35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + 32\text{万円}^{\text{注2}}$$

（夫婦子ども2人の給与所得者の場合、年収271万6,000円未満の人）

- (2) 前年の総所得金額等^{注3}の合計額が所得控除額以下の人

注1 合計所得金額…損失の繰越控除の控除前の総所得金額等の合計額
(14ページ参照)

注2 同一生計配偶者や扶養親族を有していない人には、21万円又は32万円の加算はありません。

注3 総所得金額等…総所得金額、土地・建物等の長期譲渡所得金額、山林所得の金額など(14ページ参照)

税額の算出方法

均等割

市民税3,000円
県民税1,500円(うち500円はひろしまの森づくり県民税)

※ ひろしまの森づくり県民税は、平成19年度分から令和8年度分までの20年間、課されます。

所得割

$$\frac{(\text{所得金額} - \text{所得控除額等}) \times \text{税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額}}{\text{課税総所得金額等}} - \left(\text{配当割額控除額及び} \right. \\ \left. \text{株式等譲渡所得割額控除額} \right) = \text{所得割額}$$

森林環境税

1,000円

※ 目的や制度など、詳しくは林野庁ホームページ(<https://www.rinya.maff.go.jp>)をご覧ください。右記のQRコードからもアクセスできます(「QRコード」は樹デンソーウェブの登録商標です。)



- ※ 所得金額……………8～10ページ参照
所得控除額……………11～13ページ参照
課税総所得金額等……………14ページ参照
税率……………15ページ参照
調整控除額……………15・16ページ参照
税額控除額……………17～19ページ参照
配当割額控除額及び
株式等譲渡所得割額控除額…19ページ参照



個人市民税・県民税は、前年中の所得金額を基準として計算されます。これを前年所得課税といいます。

パート所得と税金

令和6年中の所得金額 (給与収入のみの場合)	令和7年度の 個人市民税・県民税・ 森林環境税	令和6年分の 所得税	配偶者控除 (個人市民税・県民税、所得税)	配偶者特別控除 (個人市民税・県民税、所得税)
45万円以下 (年収100万円以下)	かからない	かからない	対象になる ^注	対象にならない
45万円超48万円以下 (年収100万円超103万円以下)	かかる			
48万円超133万円以下 (年収103万円超201万6千円未満)		かかる	対象にならない	対象になる ^注
133万円超 (年収201万6千円以上)				対象にならない

注 配偶者の前年の合計所得金額が1,000万円(給与収入のみで所得金額調整控除の適用がない場合は、その収入金額が1,195万円)以下の場合に限ります。

(1) 所得金額の計算

所得割額の算定の基礎となる所得金額は、次の所得の種類に応じて、それぞれ計算されます。

種 類	所得の内容	所得の計算方法	
⑧ 総合して課税される所得（総所得金額）	利 子 所 得 ^{注1} 公社債や預貯金の利子など	収入金額	
	配 当 所 得 ^{注2} 株式や出資の配当など	$(\text{収入金額}) - (\text{負債利子})$	
	不動産所得 地代、家賃、権利金など	$(\text{収入金額}) - (\text{必要経費}) - (\text{事業専従者控除額等})$ ^{注3}	
	事業所得 事業をしている場合に生じる所得	$(\text{収入金額}) - (\text{必要経費}) - (\text{事業専従者控除額等})$ ^{注3}	
	給 与 所 得 ^{注4} 給料、賃金、賞与など（給与等）	$(\text{収入金額}) - (\text{給与所得控除額})$	
	譲 渡 所 得 ^{注5} (土地・建物等以外) 車両、機械などを譲渡した場合に生じる所得 ○短期譲渡所得…保有期間5年以下 ○長期譲渡所得…保有期間5年超	$(\text{収入金額}) - (\text{取得費・譲渡費用}) - \text{特別控除額 (50万円)}$	
	一 時 所 得 ^{注5} 賞金、懸賞当せん金、競輪などの払戻金、ふるさと納税の返礼品など	$(\text{収入金額}) - (\text{必要経費}) - \text{特別控除額 (50万円)}$	
⑨ 分離して課税される所得	雑 所 得 公的年金等や原稿料、講演料など他の所得に当てはまらない所得	$(\text{公的年金等 (公的年金) の収入金額}) - (\text{公的年金等控除額})$ ^{注6}	$(\text{公的年金等以外 (収入) の収入金額}) - (\text{必要経費})$
	譲 渡 所 得 (土地・建物等) 土地や建物などを譲渡した場合に生じる所得 ○短期譲渡所得…所有期間5年以下 ○長期譲渡所得…所有期間5年超	$(\text{収入金額}) - (\text{取得費・譲渡費用})$	
	山 林 所 得 山林の伐採や譲渡による所得	$(\text{収入金額}) - (\text{必要経費}) - (\text{事業専従者控除額等}) - \text{特別控除額 (50万円)}$ ^{注3}	
	上場株式等に係る配当所得等 ^{注2}	$(\text{収入金額}) - (\text{負債利子})$	
	上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等	$(\text{収入金額}) - \{ (\text{取得費・譲渡費用}) + (\text{負債利子}) \}$	
	先物取引に係る雑所得等	$(\text{収入金額}) - (\text{差金等決済に係る委託手数料及びその他の経費})$	
	退職所得 退職金や一時恩給など	$\{ (\text{収入金額}) - (\text{退職所得控除額}) \} \times \frac{1}{2}$ ^{注7} ^{注8}	

注1 利子所得 県民税利子割又は県民税配当割として一律分離して課されたものを除きます。

注2 配当所得・上場株式等に係る配当所得等

県民税配当割が特別徴収された上場株式等の配当等（特定配当等）以外の配当については、金額の多少にかかわらず申告してください（総合課税となります。）。

特定配当等及び県民税株式等譲渡所得割が特別徴収された上場株式等の譲渡所得等（特定株式等譲渡所得金額）については、所得税の確定申告において申告をしない限り、合計所得金額には含まれず、所得割は課されません。

所得税の確定申告において申告をする場合、特定配当等については総合課税又は分離課税を選択することができ、特定株式等譲渡所得金額については分離課税となります。

注3 事業専従者控除額等

● 白色事業専従者の場合 事業専従者控除額

原則として、1人につき50万円（配偶者は86万円）

● 青色事業専従者の場合 青色事業専従者給与額

事業専従者が従事した期間、仕事の内容、その事業規模等からみてその労働対価として相当であると認められる金額

注4 給与所得の計算方法

給与等の収入金額 ④	給与所得の金額※	
55万1千円未満	0円	
55万1千円以上 161万9千円未満	④－55万円	
161万9千円以上 162万円未満	106万9千円	
162万円以上 162万2千円未満	107万円	
162万2千円以上 162万4千円未満	107万2千円	
162万4千円以上 162万8千円未満	107万4千円	
162万8千円以上 180万円未満	④÷4 (千円未満端数切捨て)	×2.4＋10万円
180万円以上 360万円未満		×2.8－8万円
360万円以上 660万円未満		×3.2－44万円
660万円以上 850万円未満	④×0.9－110万円	
850万円以上	④－195万円	

※ 所得金額調整控除

次の(ア)若しくは(イ)のいずれか、又は両方に該当する人は、それぞれの算式により計算した金額を上表により算出される給与所得の金額（給与所得控除後の給与等の金額）から控除します。

(ア) 前年の給与等の収入金額が850万円を超え、以下のいずれかに該当している人

- 本人が特別障害者である人
- 23歳未満の扶養親族を有している人
- 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有している人

$$\text{控除額} = (\text{給与等の収入金額(上限1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

(イ) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える人

$$\text{控除額} = \text{給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)} + \text{公的年金等の雑所得の金額(上限10万円)} - 10\text{万円}$$

注5 長期譲渡所得及び一時所得については、所得の計算方法により算出した額の2分の1に対して個人市民税・県民税が課されます。

注6 公的年金等の雑所得の計算方法

〈受給者が昭和35年1月1日以前に生まれた人（65歳以上の人）の場合〉

		公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額	330万円未満	㊦-110万円	㊦-100万円	㊦-90万円
	330万円以上 410万円未満	㊦×0.75-27万5千円	㊦×0.75-17万5千円	㊦×0.75-7万5千円
	410万円以上 770万円未満	㊦×0.85-68万5千円	㊦×0.85-58万5千円	㊦×0.85-48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	㊦×0.95-145万5千円	㊦×0.95-135万5千円	㊦×0.95-125万5千円
	㊦	1,000万円以上	㊦-195万5千円	㊦-185万5千円
	㊦	1,000万円以上	㊦-185万5千円	㊦-175万5千円

〈受給者が昭和35年1月2日以後に生まれた人（65歳未満の人）の場合〉

		公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額	130万円未満	㊦-60万円	㊦-50万円	㊦-40万円
	130万円以上 410万円未満	㊦×0.75-27万5千円	㊦×0.75-17万5千円	㊦×0.75-7万5千円
	410万円以上 770万円未満	㊦×0.85-68万5千円	㊦×0.85-58万5千円	㊦×0.85-48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	㊦×0.95-145万5千円	㊦×0.95-135万5千円	㊦×0.95-125万5千円
	㊦	1,000万円以上	㊦-195万5千円	㊦-185万5千円
	㊦	1,000万円以上	㊦-185万5千円	㊦-175万5千円

注7 退職所得控除額

- 勤続年数が20年以下の場合 40万円×勤続年数（80万円未満の場合は80万円）
 - 勤続年数が20年超の場合 800万円+70万円×（勤続年数-20年）
- ※ 勤続年数に1年未満の端数があるときは1年とします。
- ※ 障害者となったことにより退職したと認められるときは、上記の算出金額に100万円を加算します。

(例)

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
10年	400万円	25年	1,150万円
15年	600万円	30年	1,500万円
20年	800万円	35年	1,850万円

注8 勤続年数5年以下の法人役員等には、その役員等としての勤続年数に対応する退職金について、退職所得控除後の金額に2分の1を乗じる措置はありません。

勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除後の金額のうち300万円を超える部分については、2分の1を乗じる措置はありません。

(2) 所得控除(所得から差し引かれるもの)

所得控除は、納税者の個人的な事情により税の負担能力が異なることを考慮して、所得金額から差し引くものです。

なお、個人市民税・県民税の所得控除額は、次のとおりであり、所得税の控除額とは一部異なります。

種 類	要 件	控 除 額																				
雑 損 控 除	前年中に本人又は本人と生計を一にする一定の親族が所有する資産について災害等により損害を受けた場合	次のうちいずれか多い方の金額 ①（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10％） ②災害関連支出の金額－5万円																				
医 療 費 控 除	前年中に本人又は本人と生計を一にする一定の親族のために医療費を支払った場合	次のうちいずれかを選択して、算出した金額 ①通常の医療費控除を適用する場合 控除額＝ $\frac{\text{医療費の（実質負担額）}}{\text{（限度額200万円）}}$ － $\frac{\text{総所得金額等の合計額の5％又は10万円のいずれか少ない方の金額}}{\text{（限度額200万円）}}$ ②医療費控除の特例を適用する場合 控除額＝ $\frac{\text{特定一般用医薬品等購入費注1}}{\text{（限度額2万8,000円）}}$ －1万2,000円																				
社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など）を支払った場合	実際に支払った金額又は給与や年金から差し引かれた金額																				
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型若しくは個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金など）又は心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った金額																				
生命保険料控除	前年中に一般生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料を支払った場合	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ下の計算式により計算した控除額の合計額（限度額7万円） 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に適用される控除額の計算式 <table><tr><th>支 払 額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>1万2,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>1万2,000円超3万2,000円以下</td><td>支払額×0.5+6,000円</td></tr><tr><td>3万2,000円超5万6,000円以下</td><td>支払額×0.25+1万4,000円</td></tr><tr><td>5万6,000円超</td><td>2万8,000円</td></tr></table> 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に適用される控除額の計算式 <table><tr><th>支 払 額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>1万5,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>1万5,000円超4万円以下</td><td>支払額×0.5+7,500円</td></tr><tr><td>4万円超7万円以下</td><td>支払額×0.25+1万7,500円</td></tr><tr><td>7万円超</td><td>3万5,000円</td></tr></table> ※ 一般生命保険料及び個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約をそれぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額（限度額2万8,000円）となります。ただし、旧契約に係る控除額が2万8,000円を超える場合は、旧契約に係る控除額のみで計算します。	支 払 額	控 除 額	1万2,000円以下	全額	1万2,000円超3万2,000円以下	支払額×0.5+6,000円	3万2,000円超5万6,000円以下	支払額×0.25+1万4,000円	5万6,000円超	2万8,000円	支 払 額	控 除 額	1万5,000円以下	全額	1万5,000円超4万円以下	支払額×0.5+7,500円	4万円超7万円以下	支払額×0.25+1万7,500円	7万円超	3万5,000円
支 払 額	控 除 額																					
1万2,000円以下	全額																					
1万2,000円超3万2,000円以下	支払額×0.5+6,000円																					
3万2,000円超5万6,000円以下	支払額×0.25+1万4,000円																					
5万6,000円超	2万8,000円																					
支 払 額	控 除 額																					
1万5,000円以下	全額																					
1万5,000円超4万円以下	支払額×0.5+7,500円																					
4万円超7万円以下	支払額×0.25+1万7,500円																					
7万円超	3万5,000円																					

種 類	要 件	控 除 額															
地震保険料控除 注2 A＝地震保険料の支払額 B＝旧長期損害保険料の支払額	前年中に地震保険料又は旧長期損害保険料を支払った場合 控除額＝$\left(\begin{array}{l} \text{Aの合計額を下記のア又はイに当てはめて得た金額} \\ \text{イに当てはめて得た金額} \end{array}\right) + \left(\begin{array}{l} \text{Bの合計額を下記のウからオまでに当てはめて得た金額} \end{array}\right)$ ア 5万円以下…支払額×0.5 イ 5万円超…2万5,000円 ウ 5,000円以下…全額 エ 5,000円超1万5,000円以下…支払額×0.5＋2,500円 オ 1万5,000円超…1万円 控除限度額 2万5,000円（AとBの両方がある場合）																
障 害 者 控 除	本人又は同一生計配偶者・扶養親族が障害者の場合	1人につき26万円 （特別障害者注3は30万円） （同居特別障害者は53万円）															
寡 婦 控 除	本人が次の①～③のいずれにも該当する場合（ひとり親控除に該当する人を除く。） ①前年の合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ・夫と死別後、再婚していない人又は夫が生死不明などの人 ・夫と離婚した後、再婚していない人で、扶養親族を有している人 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人注4がいないこと	26万円															
ひとり親控除	本人が現に婚姻をしていない、又は配偶者が生死不明などの場合で、次の①～③のいずれにも該当する場合 ①前年の合計所得金額が500万円以下であること ②前年の総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子を有していること注5 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人注4がいないこと	30万円															
勤 労 学 生 控 除	本人の前年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下の勤労学生である場合	26万円															
配 偶 者 控 除	前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有し、本人の前年の合計所得金額が1,000万円（給与収入のみで所得金額調整控除の適用がない場合は、その収入金額が1,195万円）以下の場合注6	<table><tr><th rowspan="2">配偶者の区分</th><th colspan="3">本人の前年の合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>一般の配偶者</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>老人配偶者（70歳以上）</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table>	配偶者の区分	本人の前年の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般の配偶者	33万円	22万円	11万円	老人配偶者（70歳以上）	38万円	26万円	13万円
配偶者の区分	本人の前年の合計所得金額																
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下														
一般の配偶者	33万円	22万円	11万円														
老人配偶者（70歳以上）	38万円	26万円	13万円														

種 類	要 件	控 除 額			
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者を有し、本人の前年の合計所得金額が1,000万円（給与収入のみで所得金額調整控除の適用がない場合は、その収入金額が1,195万円）以下の場合	配偶者の前年の合計所得金額	本人の前年の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		48万円以下 適用なし（配偶者控除の対象）			
		48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
		133万円超	0円	0円	0円
扶 養 控 除	前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする控除対象扶養親族 ^{注7} を有する場合	①一般の控除対象扶養親族……33万円 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)			
		②特定扶養親族(19歳以上23歳未満)……45万円			
		③老人扶養親族(70歳以上)……38万円			
		④同居老親等 ^{注8} である扶養親族……45万円			
基 礎 控 除	本人の前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合	本人の前年の合計所得金額		控除額	
		2,400万円以下		43万円	
		2,400万円超2,450万円以下		29万円	
		2,450万円超2,500万円以下		15万円	

注1 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）などの購入費をいいます。

そして、特定一般用医薬品等を平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に購入した場合に、各年分の購入費のうち1万2,000円を超える金額（限度額8万8,000円）について、その年の総所得金額等から控除する制度を、医療費控除の特例といいます。なお、この特例制度の適用を受ける場合は、通常の医療費控除の適用は受けられません。

注2 一の損害保険契約等が、地震保険に係る契約と旧長期損害保険に係る契約のいずれにも該当する場合は、いずれか一の契約のみに該当するものとして計算します。

注3 身体障害者手帳1級・2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人、療育手帳・Aの人、これらの人に準ずるものとして福祉事務所の認定を受けた65歳以上の人など

注4 本人が世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫（未届）」などと記載されている人をいいます。本人が世帯主でない場合で、本人の住民票の続柄が「妻（未届）」などと記載されている場合は、その世帯主の人をいいます。

注5 他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている子を除きます。

注6 本人の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用はありません。ただし、配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の場合は「同一生計配偶者」となり、「同一生計配偶者」が障害者に該当する場合は、障害者控除の適用が受けられます。

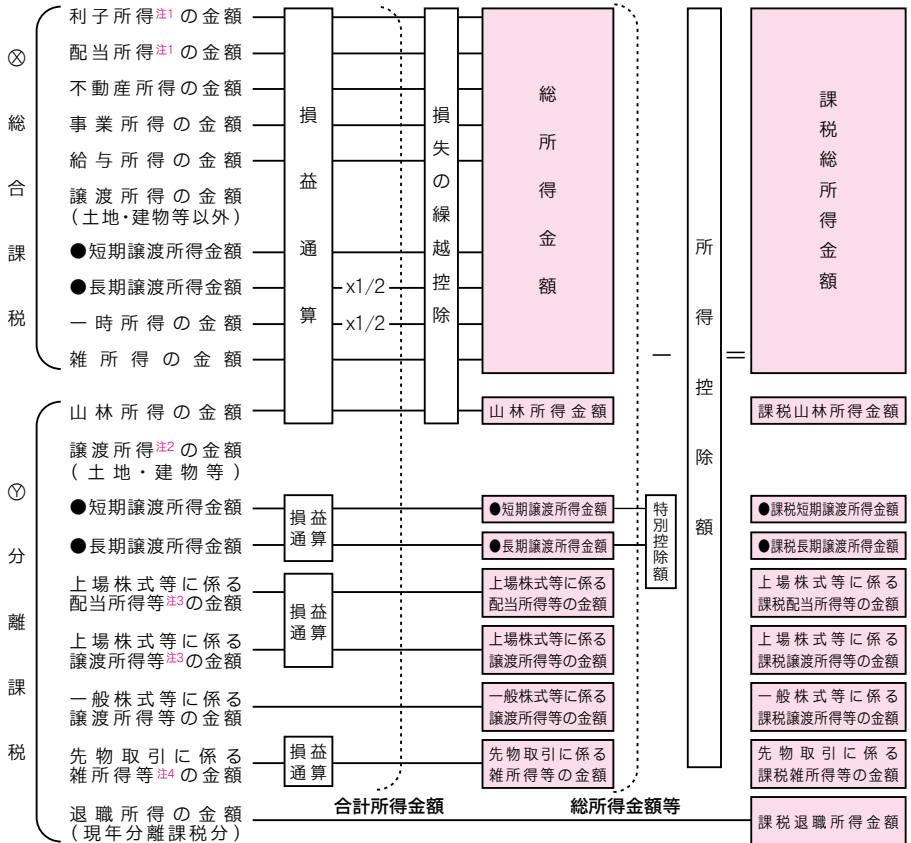
注7 「扶養親族」のうち16歳以上の人が「控除対象扶養親族」とされ、16歳未満の扶養親族には、扶養控除の適用はありません。

注8 本人又はその配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で、同居している老人扶養親族

(3) 課税総所得金額等の計算

課税総所得金額等（課税の対象となる所得金額）の計算は、次のとおりです。

$$(\text{所得金額}) - (\text{所得控除額等}) = (\text{課税総所得金額等})$$



- 注1 利子所得及び配当所得については、特定配当等について、総合課税又は分離課税を選択することができます（利子所得は分離課税のみ）。分離課税を選択した場合、上場株式等に係る譲渡所得等と損益通算を行い、その結果生じた損失はなかったものとみなされます。
- 注2 分離課税となる譲渡所得については、これらの所得の範囲内でのみ損益通算を行い、その結果生じた損失はなかったものとみなされ、損失の繰越控除も認められません。ただし、居住用財産を譲渡した場合に生じた一定の損失については、他の所得と損益通算及び繰越控除が認められる場合があります。
- 注3 分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等については、これらの所得の範囲内でのみ損益通算を行い、その結果生じた損失はなかったものとみなされます。なお、上場株式等の譲渡による損失や研究開発型の中小企業が設立等の際に発行した株式の譲渡による損失については、これらの所得の範囲内でのみ繰越控除が認められる場合があります。
- 注4 先物取引に係る雑所得等については、これらの所得の範囲内でのみ損益通算を行い、その結果生じた損失はなかったものとみなされます。なお、先物取引の差金等決済により生じた損失については、これらの所得の範囲内でのみ繰越控除が認められる場合があります。

総合課税と分離課税

- **総合課税**
⑧欄の所得については、これらの所得金額を合計したもの（総所得金額）について税額が計算されます。
- **分離課税**
⑨欄の所得については、他の所得と分離して、それぞれの所得ごとに税額が計算されます。

(4) 所得割の税率

課税総所得金額に、次の税率を乗じた金額が所得割額となります。ただし、土地・建物等の譲渡所得や退職所得など分離課税されるものについては、(9)の方法により所得割額を算出します(20・21ページ参照)。

市民税：8% 県民税：2%

(5) 調整控除

所得割額から次の算式で求めた金額が、調整控除として控除されます^{注1}。

区 分	調 整 控 除 額
合計課税所得金額 ^{注2} が200万円以下の場合	次の1、2のいずれか少ない金額×控除率 (Ⓐ4% Ⓑ1%) 1 人的控除額の差 ^{注3} の合計額 2 合計課税所得金額
合計課税所得金額 ^{注2} が200万円超の場合	{人的控除額の差 ^{注3} の合計額－(合計課税所得金額－200万円)} ^{注4} ×控除率 (Ⓐ4% Ⓑ1%)

^{注1} 前年の合計所得金額が2,500万円を超える人は、調整控除の適用はありません。

^{注2} 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。

^{注3} 人的控除額の差は、次の表のとおりです。

^{注4} この金額が5万円未満の場合は5万円とします。

人的控除額の差

人的控除の種類		本人の合計所得金額	住民税の控除額	所得税の控除額	控除額の差
基礎控除		2,400万円以下	43万円	48万円	5万円 注1
		2,400万円超2,450万円以下	29万円	32万円	
		2,450万円超2,500万円以下	15万円	16万円	
障害者控除	普通障害者	—	26万円	27万円	1万円
	特別障害者	—	30万円	40万円	10万円
	同居特別障害者	—	53万円	75万円	22万円
寡婦控除		—	26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	父	—	30万円	35万円	1万円 注2
	母	—	30万円	35万円	5万円
勤労学生控除		—	26万円	27万円	1万円
配偶者控除	一般配偶者	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	老人配偶者	900万円以下	38万円	48万円	10万円
		900万円超950万円以下	26万円	32万円	6万円
		950万円超1,000万円以下	13万円	16万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超50万円未満	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	配偶者の合計所得金額 50万円以上55万円未満	900万円以下	33万円	38万円	3万円 注3
		900万円超950万円以下	22万円	26万円	2万円 注4
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	1万円 注5
扶養控除	一般扶養	—	33万円	38万円	5万円
	特定扶養	—	45万円	63万円	18万円
	老人扶養	—	38万円	48万円	10万円
	同居老親等扶養	—	45万円	58万円	13万円

注1 税制改正前（令和2年度まで）の基礎控除（住民税33万円、所得税38万円）の差額

注2 税制改正前（令和2年度まで）の寡夫控除（住民税26万円、所得税27万円）の差額

注3 税制改正前（平成30年度まで）の配偶者特別控除（住民税33万円、所得税36万円）の差額

注4 税制改正前（平成30年度まで）の配偶者特別控除×2/3（住民税22万円、所得税24万円）の差額

注5 税制改正前（平成30年度まで）の配偶者特別控除×1/3（住民税11万円、所得税12万円）の差額

※ 人的控除以外の控除で、住民税と所得税で控除額に差のある生命保険料控除及び地震保険料控除は、調整控除の対象となっておりません。

(6) 税額控除

算出税額から一定の金額を差し引くことを税額控除といい、所得割の税額控除は、次のとおりです。

ア 寄附金税額控除

下表の寄附金を支出した場合には、同表の寄附金税額控除額が、所得割額から差し引かれます。

なお、寄附金税額控除が適用される寄附金の合計額は、総所得金額等の30%が限度となります。

寄 附 金	寄 附 金 税 額 控 除 額	
① 広島県共同募金会又は日本赤十字社広島県支部に対する寄附金 ② 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など） ③ 所得税で寄附金控除の対象となっている寄附金のうち、広島市又は広島県が指定した寄附金 ^{注1}	次の合計額 (ア) $\left\{ \begin{array}{l} \text{①、②及び広島市が指定し} \\ \text{た③の寄附金の合計額} \end{array} \right\} - 2,000\text{円} \times 8\%$ (イ) $\left\{ \begin{array}{l} \text{①、②及び広島県が指定し} \\ \text{た③の寄附金の合計額} \end{array} \right\} - 2,000\text{円} \times 2\%$ (ウ) ^{注2} $(\text{②の寄附金の合計額} - 2,000\text{円}) \times (\text{下表の割合})$ ^{注3}	
	課税総所得金額から人的控除額の差の合計額を控除した額	割 合
	0円未満	90 %
	0円以上 195万円以下	84.895%
	195万円超 330万円以下	79.79 %
	330万円超 695万円以下	69.58 %
	695万円超 900万円以下	66.517%
	900万円超 1,800万円以下	56.307%
	1,800万円超 4,000万円以下	49.16 %
	4,000万円超	44.055%

注1 広島市が指定した寄附金は、広島市ホームページ（ページ番号1019130）に掲載しています。なお、広島市の指定を受けるには、寄附金を受領する法人又は団体が、市役所市民税課市民税係へ申請書を提出し、承認を受ける必要があります。

注2 (ウ)の額は、調整控除後の所得割額の20%が限度となります。なお、総務大臣の指定がない都道府県・市区町村への寄附金には、(ウ)の適用はありません。

注3 課税山林所得金額、課税退職所得金額、分離課税の特例制度が適用される所得を有する場合は、異なる割合が適用されるときがあります。

ふるさと納税ワンストップ特例

ふるさと納税に係る税の控除を受けるため以外には確定申告等をする必要がない給与所得者や年金所得者の人については、ふるさと納税を行った先の自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することにより、確定申告等をしなくても税の控除を受けられる制度（ふるさと納税ワンストップ特例制度）があります。

この制度を利用すると、ふるさと納税を行った翌年度の所得割額から、所得税寄附金控除相当額（申告特例控除額）が個人市民税・県民税の控除額と合わせて控除されます。

ただし、①年末調整後にふるさと納税以外の寄附金に係る寄附金控除や医療費控除などの所得控除の適用を受ける場合、②ふるさと納税を行った先の自治体の数が6以上になる場合などは、この特例制度は利用できないため、確定申告等を行う必要があります。

イ 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が所得割額から差し引かれます。

区 分		課税総所得金額等が 1,000万円以下の部分		課税総所得金額等が 1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

※ 配当などの種類によっては、配当控除の適用がない場合があります。

※ 分離課税を選択した上場株式等に係る配当は、配当控除の適用がありません。

ウ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税の住宅ローン控除の適用を受けており、所得税において住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった場合に、翌年度の所得割額から差し引かれます。

控 除 対 象 者	所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受けており、かつ、所得税で控除しきれなかった金額がある人のうち、平成27年以降に入居した人
個人市民税・県民税の申告	不要

控除額の計算方法

区 分		控 除 額	
居住開始年月日が、 平成27年1月1日から 令和3年12月31日までの人	下記の区分以外	次の①又は②のいずれか少ない方の金額となります。	
		① 前年分の所得税 における住宅ロ ーン控除可能額	－ 前年分の所得税額 (住宅ローン控 除適用前)
	② 前年分の所得税 における課税総 所得金額等 ^{注4}	× 5% (97,500円 を限度とする。)	
	特定取得 ^{注1} 、 特別特定取得 ^{注2} 、 特例取得 ^{注3} 、 特別特例 取得 ^{注3} 及び特 例特別特例取 得 ^{注3}	次の①又は②のいずれか少ない方の金額となります。	
		① 前年分の所得税 における住宅ロ ーン控除可能額	－ 前年分の所得税額 (住宅ローン控 除適用前)
	② 前年分の所得税 における課税総 所得金額等 ^{注4}	× 7% (136,500 円を限度とする。)	
居住開始年月日が、 令和4年1月1日から 令和7年12月31日までの人	次の①又は②のいずれか少ない方の金額となります。		
	① 前年分の所得税 における住宅ロ ーン控除可能額	－ 前年分の所得税額 (住宅ローン控 除適用前)	
	② 前年分の所得税 における課税総 所得金額等 ^{注4}	× 5% (97,500円 を限度とする。) ^{注5}	

- ^{注1} 「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
- ^{注2} 「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
- ^{注3} 「特例取得」、「特別特例取得」及び「特例特別特例取得」とは、特別特定取得のうち、一定の要件に該当する住宅の取得等をいいます。
- ^{注4} 「課税総所得金額等」とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。
- ^{注5} 令和4年中に入居した人のうち、特別特例取得又は特例特別特例取得に該当する場合は、所得税の課税総所得金額等の額の7%（136,500円を限度とする。）となります。

エ 外国税額控除

納税者が外国で所得税や個人市民税・県民税に相当する税金を課されたときには、一定の方法により、その税額が所得割額から差し引かれます。

(7) 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額の控除

前年中に県民税配当割を課された人がその課税標準となる特定配当等の額を申告した場合や、県民税株式等譲渡所得割を課された人がその課税標準となる特定株式等譲渡所得金額を申告した場合には、その申告した県民税配当割額及び県民税株式等譲渡所得割額を市民税と県民税とにあん分した金額を、(6)までにより算出された所得割額から控除します。

なお、控除することができなかった金額がある場合には、その金額を年税額に充当した後、充当することができなかった金額を還付（未納の市税がある場合にはその市税に充当）します。

(8) 特別税額控除（定額減税）

令和7年度分の個人市民税・県民税について、下記の対象者に限り、定額減税による特別税額控除額を、(7)までにより算出された所得割額から控除します。^{注1}

対 象 者	下記の全てに該当する人 ・ 令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、所得割が課税される納税義務者 ・ 国外居住者でない同一生計配偶者を有している ^{注2}
減税額 (特別税額控除額)	① 県民税 $1 \text{ 万円} \times \frac{\text{県民税所得割額}}{\text{県民税所得割額} + \text{市民税所得割額}}$ ② 市民税 $1 \text{ 万円} - \text{県民税減税額}$

注1 均等割及び森林環境税のみ課税される場合は対象外となります。

注2 同一生計配偶者の判定は令和6年12月31日の現況によります。

(9) 分離課税の特例制度

ア 土地・建物等の譲渡所得

土地・建物等の譲渡所得に対する所得割額については、他の所得と分離して、次のとおり短期譲渡所得と長期譲渡所得に分けて算出します。

- 短期譲渡所得……譲渡をした年の1月1日において所有期間が5年以下の土地・建物等の譲渡による所得
- 長期譲渡所得……譲渡をした年の1月1日において所有期間が5年超の土地・建物等の譲渡による所得

課税	短期 長期	譲渡所得金額	=	譲渡収入	-	(譲渡した資産の 取得費・譲渡費用)	-	特別控除額 ^注
----	----------	--------	---	------	---	-----------------------	---	--------------------

注 取用などによる公共事業用地等としての土地等の譲渡（5,000万円特別控除）、地方公共団体などが行う特定住宅地造成事業等のための土地等の譲渡（1,500万円特別控除）、居住用財産の譲渡（3,000万円特別控除）などがあります。

短期 譲渡 所得	1 短期譲渡所得（一般分） $\text{課税短期譲渡所得金額} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{㊦} 7.2\% \\ \text{㊰} 1.8\% \end{array} \right) = \text{所得割額}$
	2 国等に対する短期譲渡所得 $\text{課税短期譲渡所得金額} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{㊦} 4\% \\ \text{㊰} 1\% \end{array} \right) = \text{所得割額}$
長期 譲渡 所得	1 長期譲渡所得（一般分） $\text{課税長期譲渡所得金額} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{㊦} 4\% \\ \text{㊰} 1\% \end{array} \right) = \text{所得割額}$
	2 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合 $\text{課税長期譲渡所得金額} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{㊦} 3.2\% \\ \text{㊰} 0.8\% \end{array} \right) = \text{所得割額}$ (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円超の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{㊦} 64 \text{ 万円} \\ \text{㊰} 16 \text{ 万円} \end{array} \right) + (\text{課税長期譲渡所得金額} - 2,000 \text{ 万円}) \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{㊦} 4\% \\ \text{㊰} 1\% \end{array} \right) = \text{所得割額}$
	3 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得 ^注 (1) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合 $\text{課税長期譲渡所得金額} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{㊦} 3.2\% \\ \text{㊰} 0.8\% \end{array} \right) = \text{所得割額}$ (2) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円超の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{㊦} 192 \text{ 万円} \\ \text{㊰} 48 \text{ 万円} \end{array} \right) + (\text{課税長期譲渡所得金額} - 6,000 \text{ 万円}) \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{㊦} 4\% \\ \text{㊰} 1\% \end{array} \right) = \text{所得割額}$
	注 所有期間が10年超のものを譲渡した場合に限ります。なお、所得税で買換えの特例を選択した場合は除きます。

イ 山林所得

$$\text{課税山林所得金額} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{㊦} 8\% \\ \text{㊤} 2\% \end{array} \right) = \text{所得割額}$$

ウ 上場株式等に係る配当所得等

$$\text{上場株式等に係る課税配当所得等の金額} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{㊦} 4\% \\ \text{㊤} 1\% \end{array} \right) = \text{所得割額}$$

エ 上場株式等に係る譲渡所得等

$$\text{上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{㊦} 4\% \\ \text{㊤} 1\% \end{array} \right) = \text{所得割額}$$

オ 一般株式等に係る譲渡所得等

$$\text{一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{㊦} 4\% \\ \text{㊤} 1\% \end{array} \right) = \text{所得割額}$$

カ 先物取引に係る雑所得等

$$\text{先物取引に係る課税雑所得等の金額} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{㊦} 4\% \\ \text{㊤} 1\% \end{array} \right) = \text{所得割額}$$

キ 退職所得

退職所得に係る所得割額は、他の所得に係る所得割額と区分して、退職手当が支払われる際に差し引かれます。これを**現年分離課税**といいます。

$$\text{課税退職所得金額} \times \text{税率} \left(\begin{array}{l} \text{㊦} 6\% \\ \text{㊤} 4\% \end{array} \right) = \text{所得割額}$$

申告

1月1日現在、市内に住所がある人は、次に該当する人を除き、**その年の3月15日までに**前年の所得金額などを記載した個人市民税・県民税の申告書を提出する必要があります。なお、申告書の提出先は、最寄りの**市税事務所市民税係・税務室**です。

● 個人市民税・県民税の申告が不要な人

- (1) 所得税の確定申告をした人
- (2) 前年の所得が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が提出されている人
- (3) 前年の所得が公的年金等に係る所得のみの人
- (4) 個人市民税・県民税が非課税となる人

※ (2)、(3)に該当する人でも、源泉徴収票に記載のない控除を受ける場合は、申告書の提出が必要です。

※ ①給与所得以外の所得が20万円以下の給与所得者、②公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の年金所得者は、所得税の確定申告は不要ですが、個人市民税・県民税の申告は必要です。

※ 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額については、所得税の確定申告において申告をしない限り、合計所得金額には含まれず所得割は課されません。所得税の確定申告において申告をする場合、特定配当等については、総合課税又は分離課税を選択することができ、特定株式等譲渡所得については分離課税となります。

個人市民税・県民税の申告書作成と税額の試算

広島市のホームページ（ページ番号1019110）で、個人市民税・県民税の申告書の作成と税額の試算ができます。

納税の方法

(1) 事業所得者など（給与所得者・年金所得者以外の人）（普通徴収）

年税額を**6月、8月、10月、12月の4回**に分けて、納付書又は口座振替により納めてください。

※ 税額が均等割額及び森林環境税額の合計額に相当する金額（5,500円）以下の人は1回で納めていただくことになります。

(2) 給与所得者（特別徴収）

給与所得等に係る年税額を**6月から翌年の5月までの12回**に分けたものを、給与支払者が給料から差し引いて納めます。

※ 税額が均等割額及び森林環境税額の合計額に相当する金額（5,500円）以下の人は、1回で全額差し引かれます。

※ 年の中途中で退職した場合

特別徴収されていた人が年の中途中で退職したときは、次の場合を除き、残税額（退職した日の属する月の翌月以降の月割額）を普通徴収により納めてください。

① 再就職先で引き続き特別徴収の方法により毎月納める場合

② 最後の給与又は退職金で残税額を一括して納める場合（12月までに退職した場合は、本人の希望を要します。）

(3) 令和7年4月1日現在、65歳以上の年金所得者（特別徴収）

年金所得に係る年税額を**4月、6月、8月、10月、12月、翌年の2月の6回**に分けたものを、年金支払者が公的年金から差し引いて納めます。

※ 以下のいずれかに該当している人は、公的年金からの特別徴収の対象となりません。

① 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人

② 特別徴収対象の公的年金の年額が18万円未満の人

③ 特別徴収税額が公的年金の年額から所得税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を控除した残りの額を超える人

※ 特別徴収開始年度においては、年金所得に係る年税額のうち半分は、6月と8月に普通徴収により納めていただき、残りの半分は、10月、12月、翌年の2月の3回に分けて特別徴収されます。

※ 公的年金の支給停止などにより、特別徴収が中止となった場合は、普通徴収により納めてください。

住民税と所得税の主な相違点

区 分		住 民 税	所 得 税
課税される所得		前年の所得	現年の所得
申告範囲		原則として、全ての所得を申告する必要があります。	申告をしないことができる場合があります(給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円以下の場合など)。
税率	所得金額にかかわらず均等の額を課税	〔均等割〕※ 市民税：3,000円 県民税：1,500円 (うち500円はひろしまの森づくり県民税)	なし
	所得金額に応じて課税	〔所得割〕 市民税：8% (一律) 県民税：2% (一律)	5%、10%、20%、23%、33%、40%、45% (7段階)
所得控除		雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除以外の、各控除額が異なります。	
税額控除	配 当 控 除	控除率が異なります。	
	住宅ローン控除	控除額が異なります。	
寄附金に関する控除		税額控除方式	所得控除方式
納付方法		特別徴収 普通徴収	源泉徴収：年末調整など 申告納付：確定申告など

※ 均等割とあわせて森林環境税（1,000円）が課税されます。

個人市民税・県民税Q & A

Q 私は令和6年4月にA市から広島市へ転入しましたが、住民票は移さずに現在に至っております。令和7年度分の個人市民税・県民税の納税先はA市でしょうか、広島市でしょうか。

A 個人市民税・県民税は、その年の1月1日現在市内に住所のある人に対して、その住所地の市が課することになっています。市内に住所がある人とは、原則として、その市の住民基本台帳に記録されている人をいうものとされていますが、その市の住民基本台帳に記録されていない人であっても、実際にその市に住んでいる場合には、その人が住民基本台帳に記録されているものとして、個人市民税・県民税を課することとされています。

したがって、あなたの場合は、令和7年1月1日現在、実際には広島市に住んでいたわけですから、令和7年度分の個人市民税・県民税の納税先は広島市となります。

Q 私は令和7年7月末に会社を退職して以来無職ですが、10月になって個人市民税・県民税の納付書が送られてきました。在職中、個人市民税・県民税は毎月給与から差し引かれていましたが、無職になっても個人市民税・県民税は課されるのですか。

A 個人市民税・県民税は前年の所得に対して課され、給与所得者の場合、令和7年度分の個人市民税・県民税は令和7年6月から令和8年5月までの12回に分けて給与から差し引かれます。しかし、あなたの場合、令和7年7月末に退職されたため、令和7年8月から令和8年5月までの個人市民税・県民税を給与から差し引くことができませんので、その税額については納付書などで納めていただくことになります。

Q 私は広島市安佐南区に住んでおり、これまで、北部市税事務所から個人市民税・県民税の納税通知書が送られてきていましたが、昨年、中区に店舗を開設したところ、今年度は、中央市税事務所からも納税通知書が送られてきました。

どうして2か所から納税通知書が送られてきたのでしょうか。

A 個人市民税・県民税は、その年の1月1日に広島市の区内に住所がある人に対して、均等割及び所得割を課することとされていますが、住所のある区以外の区に事務所等を有している場合には、事務所等がある区においても均等割のみを課することとされています。

あなたの場合は、昨年、住所のある安佐南区以外の中区に店舗を開設したことから、今年度から、店舗のある中区においても、均等割のみが課税されることになったものです。

なお、住所のある区以外の区に事務所等を有している人（個人市民税・県民税が非課税になる人を除きます。）は、当該事務所等について、毎年3月15日までに個人市民税・県民税の申告をする必要があります。

令和7年度の個人市民税・県民税・森林環境税の計算例（給与所得者の場合）

- 家族構成 夫婦子ども2人
(妻子どもは所得なし、妻は45歳、子どもは17歳（一般扶養親族）と20歳（特定扶養親族）)
- 給与の収入金額 7,000,000円……………①
- 社会保険料支払額 1,050,000円
- 一般生命保険料支払額（旧契約） 240,000円
- 地震保険料支払額 20,000円
- 給与所得の金額 ①×0.9－1,100,000円＝5,200,000円 ……②
- 所得控除額

社会保険料控除額	1,050,000円	（所得税との 人的控除額の差）
生命保険料控除額	35,000円	
地震保険料控除額	10,000円	
配偶者控除額	330,000円	
扶養控除額（一般）	330,000円	
扶養控除額（特定）	450,000円	
基礎控除額	430,000円	(50,000円)
		(50,000円)
		(50,000円)
		(180,000円)
		(50,000円)
- 計 2,635,000円…………③ (330,000円) ……④
- 課税所得金額（1,000円未満の端数切捨て）
②－③＝2,565,000円……………⑤
- 所得割額＜調整控除前＞
 - 市民税 ⑤×8％＝205,200円……………⑥
 - 県民税 ⑤×2％＝ 51,300円……………⑦
- 調整控除額
 - ④－(⑤－2,000,000円)＝▲235,000円<50,000円
 - 市民税調整控除額 50,000円×4％＝2,000円……………⑧
 - 県民税調整控除額 50,000円×1％＝ 500円……………⑨
- 所得割額＜調整控除後＞（100円未満の端数切捨て）
 - 市民税 ⑥－⑧＝203,200円……………⑩
 - 県民税 ⑦－⑨＝ 50,800円……………⑪
- 均等割額・森林環境税額
 - 市民税 3,000円……………⑫
 - 県民税 1,500円……………⑬
 - 森林環境税 1,000円……………⑭
- 市民税・県民税・森林環境税の税額
市民税額(⑩＋⑫)＋県民税額(⑪＋⑬)＋森林環境税額(⑭)＝259,500円

法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所又は寮等がある法人に課されるもので、資本金等の額と従業員数に応じて課される**均等割**と法人税額に応じて課される**法人税割**とがあります。

なお、均等割は、**事務所等が所在する区ごと**に課されます。

税金を納める法人

次の区分により、○印の税金を納めてください。

納 税 義 務 者	納 め る 税 金	
	均 等 割	法人税割
① 区内に事務所又は事業所 ^{注1} がある法人	○	○
② 区内に事務所又は事業所 ^{注1} はないが、寮等 ^{注2} がある法人	○	
③ 市内に事務所又は事業所 ^{注1} がある個人で、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課されるもの		○

注1 「事務所又は事業所」とは、自己の所有であるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であり、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

注2 「寮等」とは、寮、宿泊所、クラブ、保養所、集会所などの施設で、法人が従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るため、常時設けられているものをいいます。

※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信託の引受けを行うものについては、法人とみなされ、上記の表の①又は②が適用されます。

なお「収益事業」とは、物品販売業、製造業など法人税法施行令第5条に定める事業で、継続して事業場を設けて営まれているものをいいます。

※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行わないものの法人市民税（均等割）は、非課税となります。

税額の算出方法・税率

● 均等割

税率 ×
$$\frac{\text{事務所、事業所又は寮等を有していた月数}}{12\text{か月}}$$

※ 2以上の区に事務所、事業所又は寮等がある場合は、**区ごと**に均等割額を計算し、それらを合計したものがその法人の均等割額となります。

法人の区分		1の区内の従業者数 ^{注1}	50人を超える場合	50人以下の場合
資本金等の額 ^{注2} を有する法人 ^{注3}	① 資本金等の額 ^{注2} が1千万円以下の法人		120,000円	50,000円
	② 資本金等の額 ^{注2} が1千万円を超え1億円以下の法人		150,000円	130,000円
	③ 資本金等の額 ^{注2} が1億円を超え10億円以下の法人		400,000円	160,000円
	④ 資本金等の額 ^{注2} が10億円を超え50億円以下の法人		1,750,000円	410,000円
	⑤ 資本金等の額 ^{注2} が50億円を超える法人		3,000,000円	410,000円
上記以外の法人	⑥ 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、地方税法の規定により均等割を課することができないものの以外のも（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものは除きます。）		50,000円	
	⑦ 人格のない社団等で収益事業を行うもの			
	⑧ 一般社団法人及び一般財団法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に該当するものを除きます。）			
	⑨ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（⑥から⑧までに掲げる法人を除きます。）			

注1 「1の区内の従業者数」とは、原則として事業年度の末日における区内にある事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数です（非常勤の役員やアルバイト、パート、派遣先における派遣労働者なども含みます。）。

注2 「資本金等の額」は、原則として①「事業年度の末日における地方税法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額（無償増資又は無償減資等による欠損填補を行った場合は、加算・控除の調整後の額*）」となります。

ただし、この額が、②「事業年度の終了の日における資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」に満たないときは、②の額となります。

※1 無償増資があった場合

平成22年4月1日以後に、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合は、無償増資の額を加算します。

2 無償減資等による欠損填補

- 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、減資（金銭その他の資産を交付したものを除きます。）による欠損の填補を行った場合は、欠損の填補に充てた額を控除します。

- 平成18年5月1日以後に、剰余金による損失補填を行った場合は、その補填した額（補填した日以前1年以内に剰余金として計上した額に限りま。）を控除します。

保険業法に規定する相互会社については、地方税法施行令第6条の24第1号に定める金額となります。

注3 資本金等の額を有する法人については、法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び上記表中⑨に該当する法人は除きます。

● 法人税割

$$\begin{array}{l} \text{課税標準となる法人税額} \\ \text{又は個別帰属法人税額} \end{array} \times \text{税率} \text{注2、注3}$$

注1 事務所、事業所又は寮等が他の市町村にもある場合には、次の式により算定（分割）された金額が広島市分の課税標準額となります。

$$\begin{array}{l} \text{課税標準となる法人税額} \\ \text{又は個別帰属法人税額} \end{array} \times \frac{\text{広島市内の従業員数}}{\text{全従業員数}}$$

注2 法人税割については、財政上その他の必要があると認められる場合は、一定の範囲内で標準税率（6.0%）を上回る税率により課税（超過課税）することができるとされており、広島市では、昭和27年度から超過課税を行っています（超過課税分の税収は、令和7年度当初予算では約43億円と見込んでおり、道路橋りょう整備事業等に要する費用に充てる予定です。）。

なお、中小法人（資本金又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額（分割前）又は個別帰属法人税額（分割前）が年240万円以下の法人）については、標準税率を適用しています。

注3 税率は、事業年度の開始日により、次のとおりとなります。

	事業年度の開始日	
	平成26年10月1日から 令和元年9月30日までの 事業年度分	令和元年10月1日 以後の事業年度分
中小法人	9.7%	6.0%
上記以外の法人	12.1%	8.4%

申告と納税

次の区分に応じ、**市役所市民税課法人課税係**へ申告納付してください。

※ 各市税事務所・税務室でも受け付けます。

事業年度	区 分	申告期限及び納付税額
6 か月	確定申告	申告期限…事業年度終了の日の翌日から原則として 2 か月以内 納付税額…均等割額（年額）の2分の1と法人税割額の合計額
1 年	中間申告 ^注	申告期限…事業年度開始の日以後 6 か月 を経過した日から 2 か月以内 納付税額…次の①又は②の額です。 ① 均等割額（年額）の2分の1と前事業年度の法人税割額の2分の1の合計額（ 予定申告 ） ② 均等割額（年額）の2分の1とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額（ 仮決算による中間申告 ）
	確定申告	申告期限…事業年度終了の日の翌日から原則として 2 か月以内 納付税額…均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間申告により納めた税額がある場合には、その税額を差し引いた額

注 中間申告の義務があるにもかかわらず、申告期限までに申告書を提出しなかった場合、申告期限に予定申告書の提出があったものとみなされます。期限までに納付がない場合には、提出があったものとみなされた予定申告書に係る法人市民税相当額を通知しますので、納付してください（納付日によっては、延滞金が発生することがあります。）。

※ 均等割のみを課される公共法人及び公益法人等は、**毎年4月30日までに**均等割額を申告納付してください。

なお、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人等で、収益事業を行わないものは、均等割額が減免されることがあります。減免を受けるには、市役所市民税課法人課税係へ納期限までに申請書を提出する必要があります。

※ 法人市民税の申告書及び異動届などの関係書類の提出については、受付窓口への持参又は郵送による方法のほか、「eLTAX（エルタックス）」（インターネットによる電子申告）を利用して提出することもできます。

詳しい内容については、55・56ページをご覧ください。



固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを総称して**固定資産**といいます。）に対して課されるものです。

償却資産…会社や個人で事業を営んでいる人が、その事業のために用いることができる

構築物・機械・器具・備品などで、土地・家屋以外の減価償却できる資産

（例）構築物（門、塀、屋外駐車場のアスファルト舗装、広告塔、庭園など）、建物附属設備（受変電設備、中央監視装置、賃貸ビル等の家屋に賃借人が施工した内外装など）、機械・装置（製造設備、立体駐車場の駐車機械設備、太陽光発電設備など）、船舶・航空機、車両・運搬具（フォークリフト等の大型特殊自動車、その他の運搬車など）、工具・器具・備品（テレビ、冷蔵庫、パソコンなど）

なお、次のものは原則として課税対象になりません。①使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの。②取得価額が20万円未満の償却資産で税務会計上3年間で一括償却しているもの。③自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となるもの。④無形固定資産（営業権、ソフトウェアなど）



税金を納める人

毎年1月1日現在、市内に固定資産を所有している人で、具体的には次のとおりです。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

このように、固定資産税は、登記簿に登録されている人や課税台帳に登録されている人が納税義務者になります（例えば、土地・家屋について、前年中において売買などにより実際の所有者が新所有者に変わっていても、その年の1月1日現在、まだ登記簿の名義変更手続が完了していない場合は、旧所有者が納税義務者となります。）。

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合の申告

相続登記をされるまでの間、相続人など新たにその土地又は家屋を所有する人（現に所有している人）は、申告期限までに住所や氏名などを申告していただく必要があります（相続登記が完了している場合、申告は不要です。）。

【申告期限】……次のいずれか遅い日

- 現に所有している人であることを知った日の属する年の翌年の1月31日
- 現に所有している人であることを知った日の翌日から3か月を経過した日

【申告先】……土地・家屋が所在する区を担当する市税事務所土地係・税務室
なお、申告書は、市税事務所土地係・税務室の窓口にあります。また、広島市ホームページ（ページ番号1003381）からダウンロードできます。

※ 相続登記は登記所（法務局）での手続きが別途必要になりますのでご注意ください。手続きなどについて詳しくは広島法務局のホームページ（<https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/>）をご覧ください。

償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を、償却資産申告書により申告する必要があります。なお、申告書は、資産が所在する区ごとに作成してください。

【申告期限】……毎年1月31日

【申告先】……市役所固定資産税課償却資産係

※ 各市税事務所家屋係・税務室でも受け付けます。
なお、「eLTAX（エルタックス）」（インターネットによる電子申告）を利用して申告することもできます（55・56ページ参照）。

税額の算出方法・税率

固定資産を評価し価格を決定 → 価格をもとに課税標準額を算出

↓
課税標準額×税率（1.4％）＝税額

価格の決定方法と課税標準

固定資産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、次の方法により評価し決定します。

- 土地………**売買実例価額**をもとに算定した正常売買価格を基礎として、その土地の現況に応じて評価し、価格を決定します。
なお、宅地及び宅地の価格に比準して価格が求められる土地（雑種地など）については、当分の間、地価公示価格等を活用し、その7割程度を目途に評価し、価格を決定します。
- 家屋………**再建築価額**（その家屋と同一のものを建築するとした場合に必要とされる建築費）をもとに評価し、価格を決定します。
- 償却資産…**取得価額**をもとに、その資産の耐用年数と取得後の経過年数に依る減価を考慮して評価し、価格を決定します。

このようにして求められた価格が、原則として固定資産税の課税標準額となります。ただし、課税標準の特例措置などの適用がある場合は、特例措置などを適用した後の額が課税標準額となります。

評価替え

土地・家屋の価格を決定するための評価は、原則として3年ごとに行います。この3年ごとの評価替えをする年度を**基準年度**（最近では、令和6年度が基準年度に当たります。）といい、基準年度の翌年度と翌々年度の価格は、基準年度の価格が据え置かれます（償却資産は毎年度評価します。）。

ただし、基準年度以外の年度であっても、新たに固定資産税が課されることになった土地や家屋、分筆・合筆・地目の変換などがあった土地や増改築・損壊などがあった家屋については、新たに評価し、価格を決定します。

なお、令和7年度及び令和8年度の土地の価格については、地価の下落により、前年度の価格を据え置くことが課税上著しく均衡を失すると認められる場合には、価格の修正を行うことができる特例措置が適用されます。

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税・都市計画税は固定資産課税台帳に登録されている価格に基づいて課されますので、納税者が所有している土地や家屋の価格と区内の他の土地や家屋の価格を比較することができるよう、毎年4月1日から第1期の納期限までの間、土地・家屋が所在する区を担当する市税事務所・税務室及び似島出張所を除く各出張所（所管区域内の土地・家屋に限ります。）で、**土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿**の縦覧ができます。

固定資産評価審査委員会への審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、**広島市固定資産評価審査委員会**[※]に対して、原則として固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査の申出をすることができます。

※ 広島市固定資産評価審査委員会—〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話（082）504-2095（直通）

免 税 点

同一区内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、次の場合には、固定資産税は課されません。

土 地…………… 30万円未満

家 屋…………… 20万円未満

償却資産……………150万円未満

納税の方法

固定資産税は、年税額を4月、7月、9月、11月の4回に分けて、納付書又は口座振替により納めてください。

土地に対する負担軽減措置

(1) 住宅用地に対する課税標準の特例措置

住宅用地（居住の用に供する家屋の敷地）については、税負担を軽減するための課税標準の特例措置が設けられています。

住宅用地とは、1月1日現在、現に住宅の敷地となっている土地をいいます。例えば、1月1日現在において、住宅を建築中又は建築予定の土地は、住宅用地に該当しません。

ただし、住宅を建替え中（既存の住宅に代えて新たに住宅を建築中）の土地で、一定の要件を満たすものについては、申告によりそのことが確認できた場合、住宅用地として取り扱います。

① 住宅用地の面積

課税標準の特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地面積（家屋の延べ床面積の10倍の範囲内）に次の住宅用地の率を乗じて求めます。

家 屋		居住部分の割合	住宅用地の率
専用住宅		全 部	1.0
併用住宅	イ. 地上5階建て以上の耐火建築物であるもの	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0
	ロ. イ以外のもの	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0

※ 「専用住宅」とは全部を居住の用に供する家屋をいい、「併用住宅」とは一部を居住の用に供する家屋をいいます。

② 小規模住宅用地とその他の住宅用地

住宅用地には、**小規模住宅用地とその他の住宅用地**の区分があり、その区分に応じて課税標準の特例率が異なります。

ア 小規模住宅用地

住宅1戸につき200㎡までの部分

課税標準額＝価格×1／6

イ その他の住宅用地

小規模住宅用地以外の部分

課税標準額＝価格×1／3



例えば、一戸建て住宅の敷地で300㎡の住宅用地であれば、200㎡分が小規模住宅用地、残りの100㎡分がその他の住宅用地となります。また、住宅戸数が5戸の共同住宅の敷地であれば、1,000㎡までの部分が小規模住宅用地となります。

③ 被災住宅用地に対する課税標準の特例措置（災害にあった土地）

災害により住宅が滅失又は損壊した土地は、住宅が再建されていない場合、一定の要件を満たすものについては、申告によりそのことが確認できた場合、翌年度又は翌々年度（避難指示等が翌年以降に及び場合は、災害の発生した年度の翌年度から避難指示等の解除後3年度までの各年度。被災市街地復興推進地域が定められた場合は、災害の発生した年度の翌年度から4年度までの各年度。）に限り、住宅用地として取り扱います。

（2）市街化区域農地に対する課税標準の特例措置

市街化区域内に所在する農地（生産緑地地区内の農地は除きます。）については、税負担を軽減するための課税標準の特例措置が設けられています。

課税標準額＝価格×1／3

住宅用地に関する申告について

次に該当する土地を所有している人は、住宅用地に対する課税標準の特例措置等に関連し、1月1日現在の土地の利用状況などを申告してください。

① 利用状況に変更があった土地

住宅の新築や取り壊し、住宅（全部又は一部）を店舗・事務所に用途変更、店舗・事務所（全部又は一部）を住宅に用途変更など利用状況に変更があった土地は、住宅用地の認定が変わります。

② 住宅を建替え中の土地

住宅を建替え中（既存の住宅に代えて新たに住宅を建築中）の土地で、一定の要件を満たすものについては、住宅用地として取り扱います。

③ 災害にあった土地

災害により住宅が滅失又は損壊した土地は、住宅が再建されていなくても、一定の要件を満たすものについては、一定の期間に限り、住宅用地として取り扱います。

【申告期限】①…その事由のあった年の翌年の1月31日

②…住宅を取り壊した年の翌年の1月31日

（住宅を取り壊した年の翌々年以降の年の1月1日において、引き続き住宅を建替え中の場合は、その年の1月31日までに再度申告書を提出していただく必要があります。）

③…災害にあった年の翌年又は翌々年（災害に伴う避難指示等が行われた場合において、当該避難指示等の期間が翌年以降に及ぶ場合は、災害の発生した年度の翌年から避難指示等の解除後3年までの各年。被災市街地復興推進地域が定められた場合は、災害の発生した年の翌年から4年までの各年。）の1月31日

【申告先】土地が所在する区を担当する市税事務所土地係・税務室

なお、申告書は、市税事務所土地係・税務室の窓口にあります。
また、広島市ホームページ（ページ番号1019205）からダウンロードできます。

(3) 土地に対する税負担の調整措置（負担調整措置）

平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置（負担調整措置）が講じられています。

この措置は、令和6年度の税制改正により、令和6年度から令和8年度までの間、継続されることとなりました。

負担水準とは、個々の土地の前年度課税標準額が今年度の価格に対してどの程度まで達しているかを示すものであり、次の算式によって求められます。

負担水準＝前年度の課税標準額^{※1}÷今年度の価格^{※2}

※1 前年の1月2日から今年の1月1日までの間に分筆、合筆、地目の変換等があった土地は、当該土地に類似する土地に比準して求めた額となります。

※2 課税標準の特例の適用がある場合は、特例適用後の額となります。

また、この措置により、税負担は段階的に上昇することとなります（商業地等では、負担水準が0.6以上の場合、税負担は引き下げ又は据え置きとなります。）。具体的には、次のような仕組みとなっています。

令和6年度から令和8年度までの各年度の課税標準額は、次の①又は②のいずれか小さい方の額となります。

① 本来の課税標準額

当該年度の価格

ただし、前記(1)又は(2)の課税標準の特例措置の適用がある土地については、課税標準の特例措置を適用した後の額となります。

② 負担調整措置を適用した課税標準額

ア 商業地等^{注1}

負担水準 ^{注2}	固定資産税課税標準額
0.7超	当該年度の価格 ^{注3} ×0.7
0.6以上0.7以下	前年度の課税標準額 ^{注4} を据え置きます。
0.6未満	前年度の課税標準額 ^{注4} ＋当該年度の価格 ^{注3} ×5% ただし、上記により計算した課税標準額が、 ・当該年度の価格 ^{注3} の60%を上回る場合には、当該価格の60%となります。 ・当該年度の価格 ^{注3} の20%を下回る場合には、当該価格の20%となります。

イ 住宅用地

固定資産税課税標準額
前年度の課税標準額 ^{注4} ＋当該年度の価格 ^{注3} ×5% ただし、上記により計算した課税標準額が、当該年度の価格 ^{注3} の20%を下回る場合には、当該価格の20%となります。

ウ 農地

前年度の課税標準額^{注4}×負担調整率

負担水準 ^{注2}	負担調整率
0.9以上	1.025
0.8以上0.9未満	1.05
0.7以上0.8未満	1.075
0.7未満	1.1

ただし、勧告遊休農地（耕作されていない農地で、農業委員会からの農地中間管理機構との協議勧告を受けたもの）には適用されません。

注1 事務所・店舗・工場の敷地、駐車場等

注2 負担水準＝前年度の課税標準額^{注4}÷当該年度の価格^{注3}

注3 課税標準の特例の適用がある場合は、特例適用後の額となります。

注4 前年の1月2日から今年の1月1日までの間に分筆、合筆、地目の変換等があった土地は、当該土地に類似する土地に比準して求めた額となります。

家屋に対する負担軽減措置

(1) 新築住宅に対する軽減措置

新築された住宅^{注1}が次の要件を満たすときは、新築後一定期間、固定資産税額が**2分の1**に軽減されます。

なお、都市計画税にはこの軽減措置はありません。

注1 都市再生特別措置法による勧告を受けた事業者が、勧告に従わなかったことを公表され、勧告に従わないで新築した住宅は対象となりません。

① 要件

居住割合	居住部分の割合が2分の1以上であること。
床面積	居住部分の床面積 ^{注2} が50㎡ ^{注3} 以上280㎡以下であること。

注2 マンションなどの居住部分の床面積は、「各戸の床面積＋廊下・階段等の共用部分の床面積を各戸の床面積割合によってあん分した床面積」で判定します。

注3 アパートなどの共同貸家住宅は40㎡。

② 軽減される範囲

専用住宅……120㎡までの部分に相当する税額

併用住宅……居住部分のうち120㎡までの部分に相当する税額

③ 軽減される期間

一般の住宅……新築後3年度間

3階建て以上の耐火構造住宅・準耐火構造住宅……新築後5年度間

(2) 認定長期優良住宅に対する軽減措置

令和8年3月31日までに新築された認定長期優良住宅（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」による認定を受けた長期優良住宅）が次の要件を満たすときは、新築後一定期間、固定資産税額が**2分の1**に軽減されます。

なお、都市計画税にはこの軽減措置はありません。

① 要件

居住割合	居住部分の割合が2分の1以上であること。
床面積	居住部分の床面積 ^{注1} が50㎡ ^{注2} 以上280㎡以下であること。

注1 マンションなどの居住部分の床面積は、「各戸の床面積＋廊下・階段等の共用部分の床面積を各戸の床面積割合によってあん分した床面積」で判定します。

注2 アパートなどの共同貸家住宅は40㎡。

② 軽減される範囲

専用住宅……120㎡までの部分に相当する税額

併用住宅……居住部分のうち120㎡までの部分に相当する税額

③ 軽減される期間

一般の住宅……新築後5年度間

3階建て以上の耐火構造住宅・準耐火構造住宅……新築後7年度間

④ 手続

新築された年の翌年の1月31日までに、認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付した申告書の提出が必要です。

なお、この軽減措置は、前記(1)の新築住宅に対する軽減措置に代えて適用されます。

(3) 耐震改修を行った住宅に対する軽減措置

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、耐震改修を行い、一定の要件を満たすときは、改修が完了した年の翌年度分（通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は、翌年度及び翌々年度分）に限り、固定資産税額が**2分の1**に軽減されます。

なお、都市計画税にはこの軽減措置はありません。

① 軽減される範囲

専用住宅……120㎡までの部分に相当する税額

併用住宅……居住部分のうち120㎡までの部分に相当する税額

② 手続

耐震改修が完了した日から3か月以内に、現行の耐震基準に適合する改修であることの証明書等を添付した申告書の提出が必要です。

※ 令和8年3月31日までに耐震改修を行った一定の要件を満たす認定長期優良住宅については、改修が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税額が**3分の1**に軽減されます。

ただし、この住宅が通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は、改修が完了した年の翌年度分は固定資産税額が**3分の1**に、翌々年度分は**2分の1**に軽減されます。

(4) バリアフリー改修を行った住宅に対する軽減措置

新築された日から10年以上を経過し、65歳以上の人などが居住している住宅（賃貸住宅を除きます。）について、バリアフリー改修を行い、一定の要件を満たすときは、改修が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税額が**3分の2**に軽減されます。

ただし、耐震改修を行った住宅などに対する軽減措置を受けている場合、又は既にこの軽減措置を受けたことがある場合は対象となりません。

なお、都市計画税にはこの軽減措置はありません。

① 軽減される範囲

専用住宅……100㎡までの部分に相当する税額

併用住宅……居住部分のうち100㎡までの部分に相当する税額

② 手続

バリアフリー改修が完了した日から3か月以内に、改修内容などを確認できる書類を添付した申告書の提出が必要です。

(5) 省エネ改修等を行った住宅に対する軽減措置

平成26年4月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除きます。）について、省エネ改修等を行い、一定の要件を満たすときは、改修等が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税額が**3分の2**に軽減されます。

ただし、耐震改修を行った住宅などに対する軽減措置を受けている場合、又は既にこの軽減措置を受けたことがある場合は対象となりません。

なお、都市計画税にはこの軽減措置はありません。

① 軽減される範囲

専用住宅……120㎡までの部分に相当する税額

併用住宅……居住部分のうち120㎡までの部分に相当する税額

② 手続

省エネ改修等が完了した日から3か月以内に、省エネ改修等が行われたことを証する書類等を添付した申告書の提出が必要です。

※ 令和8年3月31日までに省エネ改修等を行った一定の要件を満たす認定長期優良住宅については、改修等が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税額が3分の1に軽減されます。

(6) 耐震改修を行った既存家屋に対する軽減措置

建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断を義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された既存家屋について、耐震改修を行い、一定の要件を満たすときは、改修完了後2年度分の固定資産税額が**2分の1**に軽減されます（ただし、1年度分当たりの軽減額は改修費用の2.5%が限度となります。）。

なお、都市計画税にはこの軽減措置はありません。

① 軽減される範囲

対象となる家屋の住宅部分のうち120㎡を超える部分及び非住宅部分が対象となります。

※ 住宅部分のうち120㎡までの部分においても、一定の要件を満たしている場合は、耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額を受けることができます。

② 手続

耐震改修が完了した日から3か月以内に、現行の耐震基準に適合する改修であることの証明書等を添付した申告書の提出が必要です。

(7) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する軽減措置

新築された日から20年以上を経過したマンションについて、長寿命化に資する大規模修繕工事を行い、一定の要件を満たすときは、工事が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税額が**3分の2**に軽減されます。

ただし、耐震改修を行った住宅などに対する軽減措置を受けている場合、又は既にこの軽減措置を受けたことがある場合は対象となりません。

なお、都市計画税にはこの軽減措置はありません。

① 軽減される範囲

居住部分のうち100㎡までの部分に相当する税額

② 手続

大規模修繕工事が完了した日から3か月以内に、大規模修繕工事が行われたことを証する書類等を添付した申告書の提出が必要です。

非課税の申告

地方税法に規定する一定の要件を満たす固定資産（社会福祉法人や医療法人などが経営する老人デイサービスセンター、学校法人などが設置する学校など）については、固定資産税・都市計画税が非課税になります。この非課税の適用を受けようとする場合は、申告書などを提出してください。

また、非課税の適用を受けていた固定資産が、非課税の要件を満たさなくなった場合についても申告が必要です。

都 市 計 画 税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業の費用に充てるため、市の区域のうち市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課されるものです。

広島市では、都市計画事業のうちの下水道整備事業、街路事業や土地区画整理事業等に係る費用に充てています。

税金を納める人

毎年1月1日現在、市街化区域内に土地・家屋を所有する人

税額の算出方法・税率

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} (0.3\%) = \text{税額}$$

課税標準

固定資産税の価格が、原則として都市計画税の課税標準額となります。ただし、固定資産税と同様、課税標準の特例措置などの適用がある場合は、特例措置などを適用した後の額が課税標準額となります。

免 税 点

固定資産税が免税点未満の場合は、都市計画税も課されません。

納税の方法

都市計画税は、固定資産税とあわせて納めてください。

土地に対する負担軽減措置

(1) 住宅用地に対する課税標準の特例措置

住宅用地（居住の用に供する家屋の敷地）については、固定資産税と同様の課税標準の特例措置が設けられています（33・34ページ参照）。

ただし、課税標準の特例率が、次のとおり固定資産税とは異なります。

① 小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡までの部分）

$$\text{課税標準額} = \text{価格} \times 1 / 3$$

② その他の住宅用地（小規模住宅用地以外の部分）

$$\text{課税標準額} = \text{価格} \times 2 / 3$$

(2) 市街化区域農地に対する課税標準の特例措置

市街化区域内に所在する農地（生産緑地地区内の農地は除きます。）については、固定資産税と同様の課税標準の特例措置が設けられています（34ページ参照）。ただし、課税標準の特例率が、次のとおり固定資産税とは異なります。

$$\text{課税標準額} = \text{価格} \times 2 / 3$$

(3) 土地に対する税負担の調整措置（負担調整措置）

固定資産税と同様の負担調整措置が設けられています（36・37ページ参照）。

なお、家屋については、固定資産税と異なり、新築住宅に対する軽減措置等（37～40ページ参照）はありません。

固定資産税・都市計画税Q & A

Q 私は令和6年12月に土地を売却し、令和7年2月に所有権移転登記を済ませましたが、その土地の令和7年度の固定資産税・都市計画税は私に課されています。その土地の所有権は既に買主に移転しているので、その土地の令和7年度の固定資産税・都市計画税は買主に課されるのではないのでしょうか。

A 土地の固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の登記簿に所有者として登記されている人などに対して課されることになっています。したがって、あなたの場合、土地を売却されていても、その土地の令和7年1月1日現在の登記簿に所有者として登記されているのはあなたですから、令和7年度の固定資産税・都市計画税はあなたに課されることになります。

Q 私は令和3年9月に木造住宅を新築しましたが、木造住宅の固定資産税額が令和7年度から急に高くなっています。なぜでしょうか。

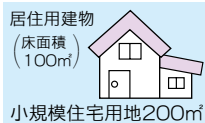
A 新築の木造住宅が一定の要件に該当するときは、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り、120㎡までの部分の税額が2分の1に減額されることとなります。したがって、あなたの場合、木造住宅の固定資産税については、令和4年度、令和5年度及び令和6年度は120㎡までの部分の税額が2分の1に減額されていましたが、この減額が令和7年度にはなくなったため、固定資産税額が高くなったものです。

令和7年度の固定資産税・都市計画税の計算例

○ 固定資産の内訳

【土地】面 積 200㎡（全てが小規模住宅用地）

【家屋】床面積 100㎡（平成20年建築、木造専用住宅）



区 分			土 地	家 屋
令和7年度価格			21,000,000円	4,000,000円
令和6年度	価 格		21,000,000円	4,000,000円
	課税標準額	固定資産税	3,175,000円	4,000,000円
		都市計画税	6,350,000円	4,000,000円
令和5年度	価 格		18,000,000円	4,400,000円
	課税標準額	固定資産税	3,000,000円	4,400,000円
		都市計画税	6,000,000円	4,400,000円
令和4年度	価 格		18,000,000円	4,400,000円
	課税標準額	固定資産税	2,887,000円	4,400,000円
		都市計画税	5,774,000円	4,400,000円

○ 土地の税額の計算

1 固定資産税相当額

① 本来の課税標準額

$$\begin{array}{lcl} \text{令和7年度価格} & \text{住宅用地特例率} & \\ 21,000,000\text{円} & \times & 1/6 = 3,500,000\text{円} \end{array}$$

② 負担調整措置を適用した課税標準額

$$\begin{array}{lcl} \text{令和6年度課税標準額} & \text{令和7年度価格} & \text{住宅用地特例率} \\ 3,175,000\text{円} & + & 21,000,000\text{円} \times 1/6 \times 5\% = 3,350,000\text{円} \end{array}$$

③ 令和7年度課税標準額

①3,500,000円と②3,350,000円を比較し②3,350,000円の方が小さいことから、**令和7年度課税標準額は、②3,350,000円**となります。

④ 令和7年度固定資産税相当額

$$\begin{array}{lcl} \text{令和7年度課税標準額} & \text{税率} & \text{令和7年度税相当額} \\ 3,350,000\text{円} & \times & 1.4\% = 46,900\text{円} \end{array}$$

2 都市計画税相当額

① 本来の課税標準額

令和7年度価格	住宅用地特例率		
21,000,000円	× 1/3	=	7,000,000円

② 負担調整措置を適用した課税標準額

令和6年度課税標準額	令和7年度価格	住宅用地特例率	
6,350,000円	+ 21,000,000円 × 1/3 × 5%	=	6,700,000円

③ 令和7年度課税標準額

①7,000,000円と②6,700,000円を比較し②6,700,000円の方が小さいことから、**令和7年度課税標準額は、②6,700,000円**となります。

④ 令和7年度都市計画税相当額

令和7年度課税標準額	税率	令和7年度税相当額
6,700,000円	× 0.3%	= 20,100円

○ 家屋の税額の計算

1 固定資産税相当額

令和7年度課税標準額	税率	令和7年度税相当額
4,000,000円	× 1.4%	= 56,000円

2 都市計画税相当額

令和7年度課税標準額	税率	令和7年度税相当額
4,000,000円	× 0.3%	= 12,000円

○ 令和4年度から令和7年度までの税相当額の比較

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
土地	固定資産税相当額	40,418円	42,000円	44,450円	46,900円 (5.5%)
	都市計画税相当額	17,322円	18,000円	19,050円	20,100円 (5.5%)
家屋	固定資産税相当額	61,600円	61,600円	56,000円	56,000円 (0.0%)
	都市計画税相当額	13,200円	13,200円	12,000円	12,000円 (0.0%)
合 計		132,540円	134,800円	131,500円	135,000円 (2.7%)

() 内は前年度に対する税相当額の増減率

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（これらを総称して「**軽自動車等**」といいます。）の所有者に対して課されるもので、「環境性能割」と「種別割」の2つで構成されています。

《環境性能割》

環境性能割を納める人

新車・中古車を問わず3輪以上の軽自動車（取得価額が50万円を超えるもの）の取得者に対して取得時に1回のみ課税されます（所有権留保付割賦販売の場合は、買主を取得者とみなします。）。

環境性能割の税率

取得価額を課税標準として、軽自動車の環境性能に応じ、次のとおり課税されます。

乗用

種 別				税 率	
				自家用	営業用
3輪以上の軽自動車	電 気 軽 自 動 車 等 ^{注1}			非課税	非課税
	ガソリン車・ ハイブリッド車 ^{注2}	令和12年度 燃費基準	80%達成車 ^{注3}	非課税	非課税
			75%達成車 ^{注3}	1 %	0.5%
			70%達成車 ^{注3}	2 %	1 %
	上記要件に該当しない車両			2 %	2 %

貨物用

種 別				税 率	
				自家用	営業用
3輪以上の軽自動車	電 気 軽 自 動 車 等 ^{注1}			非課税	非課税
	ガソリン車・ ハイブリッド車 ^{注2}	令和4年度 燃費基準	105%達成車	非課税	非課税
			達成車	1 %	0.5%
			95%達成車	2 %	1 %
	上記要件に該当しない車両			2 %	2 %

注1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス基準達成車に限る。）をいいます。

注2 平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

注3 令和2年度燃費基準達成車に限ります。

環境性能割の申告及び納税の方法

軽自動車を取得した時に申告納付してください。

なお、環境性能割の申告の受付、賦課徴収は当分の間、自動車税の環境性能割と同様に広島県が行います。

お問合せ先は次のとおりです。

事務所名	電話番号	所在地
広島県 軽自動車協会	(082) 532-5507	〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目13-13-3 (中国運輸局広島運輸支局内)

身体障害者などに対する環境性能割の減免

次の軽自動車に係る環境性能割については、申請により減免します。

なお、減免の申請については、広島県軽自動車協会にお問い合わせください。

1 次の(1)～(4)に掲げる軽自動車(自動車税・軽自動車税を通じて1台に限ります。)

(1) 身体障害者又は精神障害者^注が取得する軽自動車で、もっぱらその本人が運転するもの

(2) 身体障害者又は精神障害者の家族が取得する軽自動車で、もっぱら身体障害者又は精神障害者の生業(仕事)、通学又は通院等のために、身体障害者又は精神障害者が運転するもの

(3) 身体障害者又は精神障害者が取得する軽自動車(その家族が取得するものも含みます。)で、もっぱら本人の生業(仕事)、通学又は通院等のために、その家族が運転するもの

(4) 身体障害者又は精神障害者が取得する軽自動車(その家族が取得するものも含みます。)で、もっぱら身体障害者又は精神障害者の生業(仕事)、通学又は通院等のために、その常時介護者が運転するもの(身体障害者又は精神障害者の含まれる世帯の全員が身体障害者又は精神障害者である場合に限ります。)

2 構造上、身体障害者又は高齢者等の利用にもっぱら供するための軽自動車

注 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの交付を受けている人で、一定の障害の程度に該当する人をいいます。

《種別割》

種別割を納める人

毎年4月1日現在、主たる定置場が広島市内にある軽自動車等の所有者（所有権留保付割賦販売の場合は、買主を所有者とみなします。）です。したがって、4月2日以降に廃車などをされても、その年度分の税金は全額納めていただくこととなります。

種別割の税率

原動機付自転車、小型特殊自動車、軽2輪等

種 別		税 率 (年税額)
原 動 機 付 自 転 車	① 総排気量50cc以下又は定格出力0.6kW以下のもの（特定小型原動機付自転車を含み、下記②及び⑤を除く）	2,000円
	② 2輪（総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下）	2,000円
	③ 2輪（上記②を除く、総排気量50cc超90cc以下又は定格出力0.6kW超0.8kW以下）	2,000円
	④ 2輪（上記②を除く、総排気量90cc超125cc以下又は定格出力0.8kW超1.0kW以下）	2,400円
	⑤ ミニカー ^{注1} （総排気量20cc超50cc以下又は定格出力0.25kW超0.6kW以下）	3,700円
2 輪 の 軽自動車等	2輪（総排気量125cc超250cc以下）	3,600円
	もっぱら雪上を走行するもの	3,600円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用 ^{注2} （農耕トラクタ等）	2,400円
	その他（フォーク・リフト等）	5,000円
2輪の小型自動車（総排気量250cc超）		6,000円

注1 3輪以上で「車室（側面が構造上解放されているものを除く。）を備えているもの」又は「輪距が0.5mを超えているもの」が対象になります。また、特定小型原動機付自転車に該当するものは除きます。

注2 乗用装置を有しているものが対象になります。

3 輪、4 輪以上の軽自動車

種別			税率（年税額）								
			最初の検査 ^{注1} が平成24年3月以前の車両 ^{注2}	最初の検査 ^{注1} が平成27年3月以前の車両 （重課税率の車両を除く）	最初の検査 ^{注1} が平成27年4月以後の車両 （軽課税率の車両を除く）	最初の検査 ^{注1} が令和6年4月から令和7年3月までの一定の環境性能を有する車両					
						軽課税率					
						重課税率	標準税率 （旧税率）	標準税率 （新税率）	電気軽自動車・天然ガス軽自動車 （平成21年排出ガス基準10%低減達成車又は平成30年排出ガス基準達成車）	ガソリン車・ハイブリッド車 ^{注3}	
									令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	
3輪の軽自動車			4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円 ^{注4}	3,000円 ^{注4}			
4輪以上の軽自動車	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円			
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円					
	貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円					
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円					

次の車両は、来年度（令和8年度）から種別割の税率が変わります。

- 1 今年度（令和7年度）軽課税率の対象になる車両は、来年度から標準税率（新税率）になります。
- 2 最初の検査が平成24年4月から平成25年3月までの車両^{注2}は、今年度は標準税率（旧税率）ですが、来年度から重課税率になります。

注1 最初の検査とは、車両番号の指定を初めて受けた検査であり、その年月は自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されています。

注2 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（ハイブリッド車）並びに被けん引車は除きます。

注3 平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

注4 営業用の乗用のものに限りします。

申 告

軽自動車等を取得した人や広島市内に他市町村から主たる定置場を移した人は15日以内に、また廃車した人や広島市内から他市町村へ主たる定置場を移した人は30日以内に、次の区分により申告書等を提出してください。

種 別	申告書類の提出先		必 要 な も の	
原動機付自転車 (総排気量 125cc以下 又は定格出力 1.0kW以下) 小型特殊自動車	取 得 時 (販売店から 購入したとき)	最寄りの市税事務 所管理係・税 務室	①申告(報告)書兼標識交付申請書 ^{注1} ②住所の確認できるもの(運転免許証など) ^{注2} ③販売証明書	
	廃 車 時 (廃棄、譲渡、市外 へ主たる定置場 を移したとき)	最寄りの市税事務 所管理係・税 務室・区役所出 張所	④廃車申告書兼標識返納書 ^{注1} ⑤標識(ナンバープレート)	
	名 義 変 更 時 (他人から譲 り受けたと き)	最寄りの市税事務 所管理係・税 務室	旧所有者が 廃車してい ない場合	《市内標識の場合》 上記の①(譲渡証明書を添付)から ⑤
				《市外標識の場合》 上記の①(譲渡証明書を添付)から ⑤に加え、旧所有者の所有を明らかに する書類(旧所有者の販売証明書 など)
			廃車済の場 合	上記の①(譲渡証明書を添付)から ③に加え、旧所有者の廃車申告受付 書
			旧住所地で 廃車してい ない場合	上記の①から⑤
市内に主た る定置場を 移したとき		廃車済の場 合	上記の①から③に加え、廃車申告受 付書	
2輪の軽自動車 (総排気量 125cc超 250cc以下)	中国運輸局広島運輸支局 (広島市西区観音新町四丁目13-13-2)		申告書の提出と軽自動車届出済証等に関する手続きが必要です。 中国運輸局広島運輸支局へお問い合わせください ^{注3} 。 電話(050)5540-2068(自動音声案内)	
2輪の小型自動車 (総排気量 250cc超)	中国運輸局広島運輸支局 (広島市西区観音新町四丁目13-13-2)		申告書の提出と自動車検査証等に関する手続きが必要です。 中国運輸局広島運輸支局へお問い合わせください ^{注3} 。 電話(050)5540-2068(自動音声案内)	
3輪又は4輪以上 の軽自動車	軽自動車検査協会 広島主管事務所 (広島市西区観音新町四丁目13-13-4)		申告書の提出と自動車検査証等に関する手続きが必要です。 軽自動車検査協会広島主管事務所へお問い合わせください ^{注3} 。 電話(050)3816-3080(自動音声案内)	

^{注1} 申告書には、住所、氏名、軽自動車等の型式・車台番号等を記入してください(申告書は、市税事務所管理係・税務室の窓口にあります。)

^{注2} 広島市に住民登録がある人で、住民票による住所確認を希望する場合は、「②住所の確認できるもの」の提出は不要です。

^{注3} 軽自動車税種別割に関する申告については、中央市税事務所軽自動車税係にお問い合わせください。

種別割の納税の方法

5月31日までに、納付書又は口座振替によって、年税額を納めてください。

身体障害者などに対する種別割の減免

次の軽自動車等に係る種別割については、申請により減免します。申請の期限は、納税通知書に記載の納期限までです。

1 次の(1)～(3)に掲げる軽自動車等（自動車税・軽自動車税を通じて1台に限りです。）

- (1) 身体障害者又は精神障害者^注が所有する軽自動車等（重度の身体障害者又は精神障害者の家族が所有するものを含みます。）で、もっぱら本人が運転するもの
- (2) 重度の身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等（その家族が所有するものも含みます。）で、もっぱら本人の生業（仕事）、通学又は通院等のために、その家族が運転するもの
- (3) 重度の身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等（その家族が所有するものも含みます。）で、もっぱら本人の生業（仕事）、通学又は通院等のために、その常時介護者が運転するもの（本人の含まれる世帯の全員が重度の身体障害者又は精神障害者である場合に限りです。）

2 構造上、身体障害者又は精神障害者の利用にもっぱら供するための軽自動車等

注 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの交付を受けている人で、一定の障害の程度に該当する人をいいます。

商品であって使用しない軽自動車等に係る種別割の課税免除

車両番号標の交付を受けたものであっても、次の要件を満たす軽自動車及び2輪の小型自動車に係る種別割については、申請により課税免除します。

- (1) 4月1日において、販売業者が販売を目的として所有し、かつ、試乗^注又は運搬以外の目的で使用したことがない軽自動車等であること（軽自動車等の用途が社用車・リース車・営業車・代用車等の事業用でないこと。）
- (2) 4月1日において、自動車検査証又は軽自動車届出済証に記載された所有者及び使用者の氏名又は名称が、課税免除を受けようとする販売業者の氏名又は名称と同一である軽自動車等であること。

注 試乗とは、軽自動車等を購入するかどうかを判断するため、乗り心地や走り具合を確認する目的で、その車両を短時間使用することをいいます。同種の他の車両の販売等を目的として所有する試乗用の車両で、その車両自体は販売の目的となっていない場合は、課税免除の対象外です。

市 た ば こ 税

市たばこ税は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した「たばこ」に対して課されるものです。

税金を納める人

日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者

税 率

売渡し本数1,000本につき6,552円

加熱式たばこの課税

加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算は、重量及び小売定価を基に、次に記載している計算式で行うこととされています。

$$\begin{array}{l} \text{加熱式たばこ1箱} \\ \text{の紙巻たばこの本} \\ \text{数への換算値} \end{array} = \underbrace{\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量} \\ \text{(フィルター等の重量を除く。)}}{0.4 \text{ g}} \times 0.5}_{\text{溶液等の重量で紙巻たばこ} \\ \text{何本分に相当するか}} + \underbrace{\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たり} \\ \text{の小売価格(消費税抜き)}}{\text{紙巻たばこ1本当たり} \\ \text{の平均小売価格^注}} \times 0.5}_{\text{価格面で紙巻たばこ} \\ \text{何本分に相当するか}}$$

注 「紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格」とは、紙巻たばこ1本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいいます。

納税の方法

毎月の税額を翌月末日までに市役所市民税課特別徴収係に申告納付してください。

特 別 土 地 保 有 税

特別土地保有税は、土地の投機を抑制し地価の安定を図るとともに、宅地の供給を促進することを目的とした税で、一定規模以上の土地の所有又は取得に対して課されるものです。

ただし、平成15年度からは、新規の課税がなくなりました。

入 湯 税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場（温泉利用施設）における入湯に対して課されるものです。

広島市では、観光の振興に要する費用に充てています。

税金を納める人

鉱泉浴場に入湯する入湯客



入湯税が課されない人

次の人には、入湯税が課されません。

- (1) 12歳未満の人
- (2) 共同浴場に入湯する人又は一般公衆浴場に統制額の料金^注で入湯する人
- (3) 修学旅行などの学校教育上の行事で入湯する人
- (4) 原子爆弾被爆者の利用に供されることを主たる目的として設置された保養施設に入湯する原子爆弾被爆者
- (5) 「お風呂の日」を設けている公衆浴場に、同日減額後の料金又は無料で入湯する原子爆弾被爆者
- (6) 医療、介護又は福祉に係る事業施設において入湯する人

注 「統制額の料金」とは、物価統制令に基づき広島県知事が統制額を定めた一般公衆浴場の入浴料金をいいます。

なお、一般公衆浴場の入浴料金の統制額は、次のとおりです。

- | | |
|-----------------|------|
| ○ 大人（12歳以上） | 480円 |
| ○ 中人（6歳以上12歳未満） | 200円 |
| ○ 小人（6歳未満） | 100円 |

入湯税の税率

一の鉱泉浴場における入湯に対して、

- | | | |
|----------|-------------|------|
| ○ 宿泊する場合 | 1人1日（1泊）につき | 150円 |
| ○ 日帰りの場合 | 1人1日につき | 50円 |

納税の方法

鉱泉浴場の経営者が鉱泉浴場に入湯する入湯客から入湯税を徴収（これを特別徴収といいます。）し、毎月の税額を翌月15日までに市役所市民課税法人課税係に申告納入してください。

※ 各市税事務所・税務室でも受け付けます。

事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるため、市内に所在する事業所等が行う事業に対して課されるものです。

広島市では、都市計画事業のうちの下水道整備事業、街路事業や道路橋りょう整備に係る費用に充てています。

税金を納める人	事業所等（事務所、店舗、工場など）で事業を行う法人又は個人		
課 税 標 準	資 産 割	法 人	事業年度の末日現在における事業所床面積
		個 人	前年の12月31日現在における事業所床面積
	従業者割	法 人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個 人	前年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資 産 割	事業所床面積 1㎡につき600円	
	従業者割	従業者給与総額の0.25%	
免 税 点	資 産 割	事業所床面積1,000㎡以下	
	従業者割	従業者数100人以下	
納 税 の 方 法	税金を納める人が課税標準や税額を計算して申告納付		
申告納付期限	法 人	事業年度終了の日から2か月以内	
	個 人	3月15日まで	
申 告 先	市役所市民税課法人課税係 ※ 各市税事務所・税務室でも受け付けます。		

※ 事業所床面積は、市内全ての事業所等の床面積の合計となります。また、従業者給与総額は、市内全ての事業所の従業者（役員を含み、年齢65歳以上の者及び一定の障害者を除きます。）に支払われる給与等の合計となります。

非課税・課税標準の特例

● 非課税

国・公共法人、公益法人等が収益事業以外の事業の用に供する施設、公共性が高く都市機能上必要とされる施設、農林漁業・中小企業・福利厚生・防災関係施設などで一定のものは、**非課税**とされています。

● 課税標準の特例

協同組合等が本来の事業の用に供する施設、倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫などで一定のものは、**課税標準の特例**により税負担が軽減されます。

その他の申告義務

● 事業所税額がない場合の申告

次のいずれかに該当するときは、納付すべき事業所税額がない場合でも申告期限までに申告書を提出してください。

- (1) 前事業年度又は前年に税額があった場合
- (2) 事業所床面積が800㎡を超える場合
- (3) 従業者数が80人を超える場合

● 事業所用家屋の貸付けの申告

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている場合は、新たに貸付けを行った日の属する月の翌月末日までに、事業所用家屋の貸付けに関する申告書を提出してください。また、その申告内容に異動があった場合には、その異動が生じた日の属する月の翌月末日までに、異動に関する申告書を提出してください。

「事業所税の手引」を作成しています。

必要な場合は、市役所市民税課法人課税係までご連絡ください。広島市ホームページ（ページ番号1019095）にも掲載しています。

市役所市民税課法人課税係 082-504-2093

※ 事業所税の申告については、書面による申告のほか、「eLTAX（エルタックス）」（インターネットによる電子申告）を利用して提出することもできます。
詳しい内容については、55・56ページをご覧ください。

電子申告及び電子納付

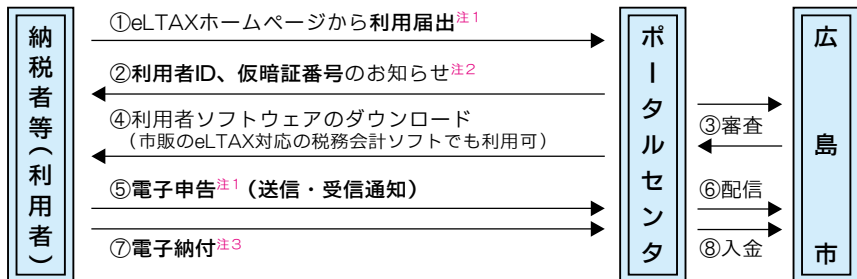
広島市では、「eLTAX（エルタックス）」（地方税ポータルシステム）を利用して、インターネットによる申告等を行うことができます。

● 申告できる税目と手続

税 目	手 続	担当窓口
個人市民税・県民税・ 森林環境税（普通徴収）	・ 申告書の提出期限の延長の承認申請 ・ 納税管理人申告（申請）	各市税事務所 市民税係
個人市民税・県民税・ 森林環境税（特別徴収）	・ 給与支払報告 ^注 ・ 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出 ・ 普通徴収から特別徴収への切替申請 ・ 退職所得に係る納入申告及び特別徴収票または特別徴収税額納入内訳届出 ・ 公的年金等支払報告 ・ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出 など	市役所 市民税課特別徴収係
法人市民税	・ 確定申告・予定申告・仮決算の中間申告・修正申告・均等割申告 ・ 法人設立・設置届 ・ 異動届 など	市役所 市民税課法人課税係
固定資産税・都市計画税 （土地・家屋）	・ 申告書の提出期限の延長の承認申請 ・ 納税管理人申告（申請）	各市税事務所 土地係・家屋係
固定資産税 （償却資産）	・ 申告書の提出期限の延長の承認申請 ・ 納税管理人申告（申請） ・ 固定資産税（償却資産）の申告	市役所 固定資産税課 償却資産係
軽自動車税 （種別割）	・ 申告書の提出期限の延長の承認申請	中央市税事務所 軽自動車税係
市たばこ税	・ 市たばこ税の申告・納付 など	市役所 市民税課特別徴収係
入湯税	・ 入湯税の納入申告 ・ 特別徴収義務者経営申告 など	市役所 市民税課法人課税係
事業所税	・ 資産割、従業者割の申告・納付 ・ 免税点以下の申告 ・ 事業所用家屋貸付等申告 ・ 事業所等新設・廃止申告 など	市役所 市民税課法人課税係

^注 給与支払報告を電子申告で行う場合は、税額通知の受取方法について、「電子データ」又は「書面」どちらかを選択することができます。

- 電子納付できる税目
個人市民税・県民税・森林環境税（特別徴収、退職所得）、法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税
- 手続の流れ



注1 利用者の電子署名が必要です。

ただし、税理士等に申告書の送信を依頼している納税者については、電子署名を省略することができます（この場合、税理士等の電子署名は必要です。）。

注2 利用届出（新規）の手続が完了した際に表示される「送信結果」の画面で、利用者IDと仮暗証番号をお知らせします。「受付状況の照会」の画面でも確認できます。

注3 電子納付を利用できるのは、利用者ID・暗証番号をお持ちで、eLTAX対応ソフトを取得されている方です。

● eLTAXについて

詳しい説明や手続等については、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。下記のQRコードからもアクセスできます。

・利用可能時間 8:30～24:00（土日祝・年末年始（12/29～1/3）を除く。）

・電話 ハイシンコク 0570-081459

（つながらない場合は、03-6745-0720）

・電子メール eLTAXホームページの「お問い合わせフォーム」
からお問い合わせください。



市 税 の 納 期

税目		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
個人市県民税	普通徴収			1期		2期		3期		4期	(税額が5千5百円以下は1期)			
	給与からの特別徴収	翌月10日まで												
	公的年金からの特別徴収	年金給付月の翌月10日まで ^注												
法人市民税		事業年度終了の日から2か月以内												
固定資産税・都市計画税		1期			2期		3期		4期	(税額が4千円未満は1期)				
軽自動車税(種別割)			全額											
市たばこ税		翌月末まで												
入湯税		翌月15日まで												
事業所税	個人	翌年3月15日まで												
	法人	事業年度終了の日から2か月以内												

^注 特別徴収開始年度においては、その年の10月までの間、普通徴収により納めていただきます。

※ 納期限が、祝日、休日、土曜日、日曜日又は12月29日から1月3日までの日に当たる場合には、これらの日の翌日が納期限となります。

市税の納付場所 (令和7年4月1日現在)

1 金融機関

(1) 全店舗

銀 行	広島、伊予、愛媛、山陰合同、四国、中国、鳥取、西日本シティ、百十四、みずほ、三井住友、三菱UFJ、もみじ、山口、ゆうちょ(郵便局を含む。) ^注
信 用 金 庫	呉、広島
信 用 組 合	広島県、広島市、広島商銀
農業協同組合	ひろしま、広島市
そ の 他	中国労働金庫、広島県信用漁業協同組合連合会

^注 中国5県(広島、岡山、山口、島根、鳥取)外のゆうちょ銀行(郵便局を含む。)で市税を納める場合は、専用の納付書(中国5県外にお住まいの人には、納税通知書に同封しています。)が必要になります。

(2) 広島県内の店舗

銀 行	福岡
信 用 組 合	朝銀西

(3) 山口県内の店舗

銀 行	西京
-----	----

※ 市税の納付書表面下部にQRコードが印字されている場合は、上記の金融機関のほか、全国の地方税統一QRコード対応金融機関でも納付することができます。納付可能な金融機関は、eTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>) をご覧ください。右記のQRコードからもアクセスできます。



2 コンビニエンスストア等

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ポプラ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、MMK（マルチメディアキオスク）端末設置店（ただし、無人端末機を除く。）、スリーエイト、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、ハマナスクラブ

※ 以下の納付書については、コンビニエンスストア等では納付できません。

- (1) バーコード印字がない。
- (2) バーコードが読み取れない。
- (3) 金額が30万円を超えている。
- (4) 金額を訂正している。
- (5) 取扱有効期限を過ぎている。

※ 納付される日によっては、延滞金を加算して納付しなければならない場合がありますが、コンビニエンスストア等では、この加算すべき延滞金を納付することができません。後日改めて納付書を送付しますので、早急に納付してください。

3 広島市役所税務部市民税課、市税事務所管理係・税務室、収納対策部又は区役所出張所

※ 祝日、休日、土曜日、日曜日、8月6日、12月29日から1月3日までの日は、市税の納付を取り扱いませんので、ご注意ください。

納 税 貯 蓄 組 合

納税貯蓄組合は、市税を無理なく確実に納めるために、地域や職場の人が集まって設立された組合で、組合員の納税資金の貯蓄あっせん、その他税知識の普及や広報活動などを行っています。

なお、組合の設立その他のことについては、市税事務所管理係へお問い合わせください。

口座振替制度

口座振替制度は、金融機関が、あなたの指定した預貯金口座から、納期限に納付を済ませる制度です。

この制度を利用すると、納期のたびに金融機関などへ出向く必要がなく、また、納付をし忘れることもありません。

なお、一度申し込むと、翌年度以降も引き続き制度を利用することができます。

申込みには下表のとおり、WEB（ウェブ）口座振替受付サービスによる方法と口座振替依頼書による方法があります。パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて手続できるWEB（ウェブ）口座振替受付サービスは、口座振替依頼書の記入や口座の届出印が不要で、手間なく簡単に手続ができます。

申 込 方 法	WEB（ウェブ）口座振替受付サービス	口座振替依頼書
利用できる 市税の種類	個人市民税・県民税・森林環境税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割） ^{注1}	
取 扱 金 融 機 関	（銀行）：広島、伊予、愛媛、西京、山陰合同、四国、中国、鳥取、西日本シティ、百十四、福岡、もみじ、山口、ゆうちょ（郵便局を含む。） （信用金庫）：広島 （信用組合）：朝銀西、広島県、広島市、広島商銀 （農業協同組合）：ひろしま、広島市	市税の納付場所に指定されている金融機関（57・58ページ参照）、りそな銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行
利用できる 預貯金の種類	普通預金、通常貯金、普通貯金	普通預金、当座預金、納税準備預金、通常貯金、普通貯金
対象の手続	新規申込み、振替口座の変更、振替方法（各期払／全期前納払（1年分をまとめて））の変更	
申 込 手 続	広島市ホームページ（ページ番号1013001）から税目ごとの申込受付サイトへ進み、案内に沿って申し込んでください。 ^{注2} 右記のQRコードからもアクセスできます。 	口座振替依頼書 ^{注3} に必要事項を記入・押印の上、取扱金融機関の窓口で申し込んでください（預貯金通帳、通帳届出印が必要です。）
振 替 日	各期の納期限（1年分をまとめて振り替える場合は最初の納期限） ^{注4}	
振替結果の 確認	振替の結果は、預貯金通帳への記帳等によりご確認ください。	

注1 軽自動車税（種別割）のうち、継続検査（車検）対象の2輪の小型自動車については、口座振替日の約10日後に納税証明書（継続検査用）をお送りします。

注2 WEB（ウェブ）口座振替受付サービスの利用条件

次の条件に全て当てはまる人

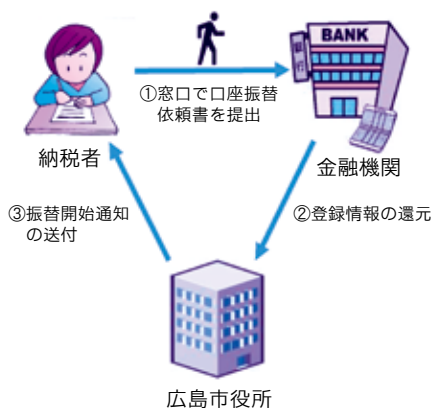
- ① 取扱金融機関の個人の普通預金、通常貯金又は普通貯金の口座のキャッシュカードをお持ちの人
- ② 電子メールアドレスをお持ちの人

注3 口座振替依頼書による申込みをご希望の場合は、税制課口座振替担当（082-504-2425）へご連絡ください。後日、用紙をお送りします。また、広島市内の取扱金融機関の窓口へ備付けの「広島市市税口座振替依頼書」でも申込みできます（口座振替を行う名義人の預貯金通帳、通帳届出印をご持参ください）。

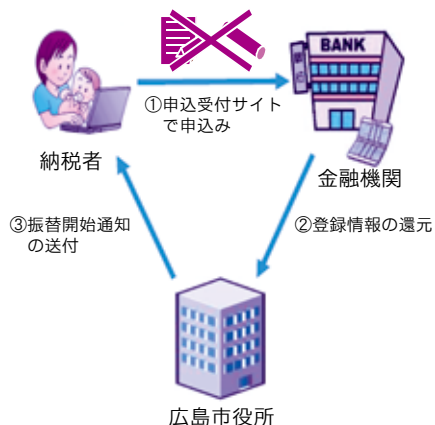
注4 口座振替の手続完了後、広島市から「市税の口座振替の開始について（お知らせ）」をお送りして口座振替の開始時期を通知しますので、それまではお手元の納付書で納付してください。なお、口座振替の開始時期は、申込みの方法により異なります。

- ① 「WEB（ウェブ）口座振替受付サービス」による申込みの場合
おおむね申込み月の翌月以降の納期分から
- ② 「口座振替依頼書」による申込みの場合
おおむね申込み月の翌々月以降の納期分から

【口座振替依頼書】※通帳届出印必要



【WEB（ウェブ）口座振替受付サービス】



キャッシュレス納付

市税は、スマートフォンの決済アプリ（スマホアプリ）やインターネットを利用したクレジットカード決済などでキャッシュレス納付できます。

利用できる納付方法は、お持ちの納付書や納付する税目、納付額によって異なります。

市税のキャッシュレス納付の一覧

納付書の区分	税 目 等	納 付 方 法	
		スマホアプリ	クレジットカード インターネットバンキング 口座振替（ダイレクト方式） Pay-easy（ペイジー）
eL-QR ^{注1} が印字された納付書	全ての税目	○	○ 「地方税お支払サイト」を利用 ^{注2}
eL-QR ^{注1} が印字されていない納付書	個人市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）、法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税	×	○ 「eLTAX」対応ソフトウェアを利用 ^{注2}
	上記以外の税目	キャッシュレス納付はできません	

注1 eL-QR（地方税統一QRコード）は、地方税の納付に活用される全国统一規格のQRコードです。広島市では、納付書表面下部に印字しています。

注2 利用可能なスマホアプリ、クレジットカード及び金融機関など、市税のキャッシュレス納付についての詳細は、広島市ホームページ（ページ番号1019178）をご覧ください。

右記のQRコードからもアクセスできます。



eL-QRが印字された納付書で利用できるキャッシュレス納付

● スマートフォンの決済アプリによるキャッシュレス納付

普段お使いのスマートフォンにインストールされた決済アプリ（スマホアプリ）で納付書表面下部に印字されたeL-QRを読み取り、案内に従って手続きしてください。

● 「地方税お支払サイト」でのキャッシュレス納付

地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）にアクセスし、納付書の読み取り方法（①納付書表面下部に印字されたeL-QRの読取か、②納付書に印字された「eL番号（納付書番号）の入力」）を選択後、案内に従って手続きしてください。

右記のQRコードからもアクセスできます。



利用できる納付方法

クレジットカード、インターネットバンキング、口座振替（ダイレクト方式）、Pay-easy（ペイジー）

※ スマホアプリ又は「地方税お支払サイト」で法人市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税を納付するには、申請・納付期限の2週間前までに申告書を提出のうえ、納付書の発行依頼を市役所市民税課まで連絡してください（69ページ参照）。

● 「eLTAX」対応ソフトウェアによるキャッシュレス納付

「eLTAX（エルタックス）」とは、地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用して地方税の納付等の手続きができるシステムです（55・56ページ参照）。

個人市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）、法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税については、「PCdesk」などの「eLTAX」対応ソフトウェアを利用して、キャッシュレス納付ができます。なお、ご利用には事前に利用届出が必要になります。

ご利用方法などの詳細については、eLTAX（地方税ポータルシステム）のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>）をご覧ください。

右記のQRコードからもアクセスできます。



利用できる納付方法

クレジットカード、インターネットバンキング、口座振替（ダイレクト方式）、Pay-easy（ペイジー）

ご注意ください！！

- Pay-easy（ペイジー）での納付の場合は、「地方税お支払サイト」でペイジー番号の発行が必要です。
- クレジットカード納付には、納付額とは別に所定のシステム利用料がかかります。
- インターネットバンキング及びPay-easy（ペイジー）での納付の場合は、納付額とは別に金融機関が定める手数料等がかかる場合があります。
- 納付額が1,000万円以上の場合は、クレジットカード納付はできません。
- キャッシュレス納付をした場合、**領収証書は発行されません**。納付内容は、スマホアプリ内の支払履歴やクレジットカードのご利用明細でご確認ください。
領収証書が必要な方は、納付書裏面に記載の納付場所（金融機関、コンビニエンスストア、市税事務所・税務室等）で納付してください。
- キャッシュレス納付をした場合、お手元に領収印の無い納付書が残り、その納付書を使用して金融機関やコンビニエンスストア等で再度納付ができてしまいます。
二重納付を防ぐためにも、納付書が終わった納付書には、領収日付印欄に納付年月日を記入して保管しておくことをお勧めします。
- 口座振替（自動払込）をご利用の人で、キャッシュレス納付への変更をご希望の場合、二重納付を防ぐため、まず、口座振替（自動払込）の停止手続きをしてください。
- キャッシュレス納付は、納付書ごとに手続きが必要です。口座振替（自動払込）のように、一度の手続きで以後の納期分を継続して引き落とすものではありません。
- キャッシュレス納付をした場合、市税事務所・税務室等の窓口で納税証明書が発行できるようになるまで2開庁日程度かかります。また、継続検査（車検）対象の2輪の小型自動車については、その車両について他に未納の税金が無い場合、後日広島市から納税証明書（継続検査用）を郵送しますが、納付の日によってはお手元に届くまで1か月以上かかる場合があります。
納税証明書がすぐに必要な人は、納付書裏面に記載の納付場所へ納付し、領収証書を持参の上、市税事務所・税務室等の窓口で納税証明書の交付請求をしてください。

過 誤 納 金 の 還 付

間違えて納めた市税（誤納金）や、税額の修正が行われて納めすぎとなった市税（過納金）はお返しします（なお、お返しする際には、過誤納金の種類や納付の時期に応じて利息に相当する還付加算金が付くことがあります。）。

ただし、他の市税に滞納がある場合には、過誤納金は、その滞納になっている市税に充当されます。

納期内納付・延滞金・滞納処分

● 納期内納付にご協力を

市税は、定められた納期限までに自主的に納めていただくものです。

市税を納期限までに納めない（滞納する）と、納期限までに納めた人との公平を保つため、本来の税額のほかに、延滞金もあわせて納めていただくことになります。また、後述するような滞納処分を受けることもあります。

このように、市税の滞納は、市税を滞納した人が不利益を受けるばかりでなく、滞納に係る市税を徴収するため、市の貴重な財源が使われることにもなりますので、必ず納期限までに納めるようにしてください。

● 延滞金

延滞金は、次の計算式により算出します。

【納期限の翌日から1か月を経過する日^{注1}までに納付した場合】

税額^{注2} × α % × 納期限の翌日から納付した日までの日数 / 365^{注3} = 延滞金^{注4、5}

【納期限の翌日から1か月を経過する日^{注1}以後に納付した場合】

税額^{注2} × α % × 納期限の翌日から1か月を経過する日までの日数 / 365^{注3} = A^{注4}

税額^{注2} × β % × (納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日
から納付した日までの日数) / 365^{注3} = B^{注4}

A + B = 延滞金^{注5}

【参考】上記算式の α % 及び β % の割合

期 間	α %	β %
令和4年1月1日～令和7年12月31日	2.4%	8.7%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%

上記の表以外の割合については広島市ホームページ（ページ番号1019161）をご覧ください。

● 説明

令和3年1月1日以降の期間

【α % について】

延滞金特例基準割合^{注6}に年1 % の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3 % の割合を超える場合には、年7.3 % の割合）となります。

【β % について】

延滞金特例基準割合^{注6}が年7.3 % の割合に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年7.3 % の割合を加算した割合（延滞金特例基準割合が年7.3 % の割合以上の場合は年14.6 % の割合）となります。

注1 民法第143条の規定により、暦に従って計算します。

注2 税額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

また、税額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

注3 閏年を含む期間に係る延滞金の算定を行う場合においても、「365」となります。

注4 計算した延滞金の額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

注5 算出した延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

また、算出した延滞金の額が1,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

注6 延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1 % の割合を加算した割合をいいます。

● 滞納処分

広島市は、市税を滞納した人に対して、督促状や電話などにより納付の催告を行います。それでもなお納付がされない場合には、その人の財産（給与、預金、不動産など）を差し押さえて公売するなどの滞納処分を行うことになります。

市税の減免と猶予制度

● 減免

納税者が、次の要件に該当する場合などには、その状況に応じて市税が減免されることがあります。減免を受けようとする場合は、市税事務所・税務室へご相談ください。

なお、減免を受けるには、市税事務所・税務室へ納期限までに申請書を提出する必要があります。

税の種類	主 な 要 件
個人市民税	●生活保護を受けることとなった場合 ^注 ●災害により死亡又は障害者となった場合
固定資産税	●生活保護を受けることとなった場合
都市計画税	●災害などにより固定資産の価値が著しく減少した場合
軽自動車税	●生活保護を受けることとなった場合 ●障害者又はその家族が所有する軽自動車等を、もっぱらその障害者のために使用している場合

注 生活保護を受けている人との均衡上必要と認められる場合を含みます。

※ 法人市民税の減免については、29ページをご覧ください。

● 徴収猶予

納税者又は特別徴収義務者に次のような事情があり、市税を一度に納付することができないときは、申請に基づいて審査を行い、認められた場合は原則として1年以内の期間、市税の徴収を猶予します。詳しくは市役所収納対策部へご相談ください。

- (1) 災害を受けたり、盗難にあたりしたとき。
- (2) 本人や家族が病気にかかったり、負傷したりしたとき。
- (3) 事業を廃止又は休止したとき。
- (4) 事業につき、著しい損失を受けたとき。

● 申請による換価の猶予（平成28年4月1日以降に納期限が到来する市税が対象）

納税者又は特別徴収義務者が市税を一度に納付することにより、次のような事実該当すると認められる場合において、市税の納付について誠実な意思を有すると認められるときは、申請に基づいて審査を行い、認められた場合は原則として1年以内の期間、滞納処分による財産の換価を猶予します。詳しくは市役所収納対策部へご相談ください。

- (1) 事業の継続を困難にするおそれがあると認められるとき。
- (2) 生活の維持を困難にするおそれがあると認められるとき。

6

市税についての不服申立て

市税の賦課決定処分、滞納処分などに関して不服のある人は、不服申立て（市長に対する審査請求）をすることができます。

なお、不服申立てができる期間は、原則として、処分があったことを知った日（納税通知書を受け取った日など）の翌日から起算して3か月以内です。

証 明 と 閲 覧

市税に関する証明や公簿の閲覧が必要な場合は、最寄りの市税事務所・税務室その他の次表記載の窓口へ請求してください（運転免許証など、窓口に来た人を確認できるものがが必要です。）。

なお、個人の秘密を守るため、市税に関する証明の請求や公簿の閲覧は、原則として次の人に限られます。

- (1) 本人（相続人、納税管理人も含まれます。）
- (2) 本人の委任状、依頼届などを持参した人
- (3) 本人と生計を一にする同居親族などで、本人から依頼があったと認められる人

証明書等の種類		手数料 ^{注1}	窓 口 ^{注2}
納税証明書	市民税、固定資産税、軽自動車税 ^{注3} など (滞納がない旨の証明書)を含む。	1件につき 350円 ^{注4}	市 税 事 務 所 税 務 室 区 役 所 出 張 所 市役所サービス・コーナー 市 役 所 市 民 税 課 収納対策部徴収企画課 ^{注5} 連 絡 所 ^{注5}
課税証明書	市民税、固定資産税 ^{注6} 、軽自動車税など (市民税・県民税・森林環境税が非課税であることの証明書、法人等の所在地・名称の証明書を含む。)	1件につき 350円 ^{注4}	市 税 事 務 所 税 務 室 区 役 所 出 張 所 市役所サービス・コーナー 市 役 所 市 民 税 課 ^{注7} 連 絡 所
	市民税（最新年度分のみ） (市民税・県民税・森林環境税が非課税であることの証明書を含む。)	1件につき 250円	コンビニ交付サービスが利用できる店舗等 (詳しくは、66ページをご覧ください。)
固定資産課税台帳 登録事項証明書 ^{注6,8} (確定申告などに使用)	土地、家屋、 償却資産	1件につき 350円 ^{注4}	市 税 事 務 所 税 務 室 区 役 所 出 張 所 市役所サービス・コーナー 連 絡 所
固定資産課税台帳の閲覧 ^{注8}		1件につき 300円	市 税 事 務 所 ^{注9} 税 務 室 区 役 所 出 張 所
住 宅 用 家 屋 証 明 書 ^{注10} (登録免許税の軽減などに使用)		1件につき 1,300円	市 税 事 務 所 税 務 室 ^{注11}

^{注1} 生活保護を受けている人、個人市民税・県民税が非課税世帯の人等は手数料が減免される場合がありますので、請求時にお申し出ください。

^{注2} 請求書、届出書等は、各窓口にあります。また、広島市ホームページ（ページ番号1019156）からもダウンロードできます。

^{注3} 軽自動車の継続検査用の納税証明書は、無料です。

^{注4} 1通の証明書に使用される用紙が1枚を超えるときは、その超える枚数に応じて交付手数料が100円ずつ加算されます。

^{注5} 市民税課、収納対策部徴収企画課では、納税証明書のうち、滞納がない旨の証明書（入札参加資格申請用など）、法人市民税・事業所税などに係る証明書、酒類販売業免許申請用の証明書及び公益法人認定申請用の証明書が請求できます。

- 注6 公共用道路などの非課税資産は記載されていません。
- 注7 市民税課では、課税証明書のうち、法人市民税に係る証明書及び法人等の所在地・名称の証明書のみ請求できます。
- 注8 借地人・借家人等、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る。）を有する人についても固定資産課税台帳の登録事項の証明や閲覧を請求することができます。請求できる範囲については、借地人等については借りている土地、借家人等については借りている家屋及びその敷地部分です。証明・閲覧に当たっては、賃貸借契約書、賃借料の領収書等を持参してください。なお、賃貸人が所有者でない場合（転貸等の場合）、これらの書類に加えて、賃貸人と所有者の契約内容等が確認できる書類（契約書等）も持参してください。
- 注9 市税事務所・税務室では市内の土地・家屋・償却資産、出張所ではその所管区域内の土地・家屋についてのみ閲覧できます（ただし、似島出張所では閲覧できません。）。
- 注10 持参していただく書類がありますので、事前に市税事務所家屋係・税務室にお問い合わせください。
- 注11 市税事務所で証明書を作成するため、交付に時間を要します。

● コンビニ交付サービスが利用できる店舗等で証明請求する場合

最新年度分の市民税・県民税・森林環境税課税証明書は、コンビニエンスストアなどで請求・交付できます。

(1) 請求できる人

広島市に住民登録されている人で、利用者証明用電子証明書が格納されているマイナンバーカード又はスマホ用電子証明書が搭載されているスマートフォンをお持ちの人（暗証番号（4桁）の入力が必要です。）

※ コンビニ交付サービスで請求できる証明書は、本人分だけです。本人と同居の親族の証明書も必要な場合は、同居の親族の人がご自身のマイナンバーカードを使用して請求してください。

(2) 利用できる店舗

コンビニ交付サービス対応のキオスク端末（マルチコピー機）が設置されている店舗

(3) 利用できる日時

毎日、午前6時30分から午後11時まで（12月29日から1月3日まで及びメンテナンス実施日を除く。）

※ コンビニ交付サービスを利用される場合は、手数料の免除はありません（手数料を支払った後の返還はありません。）。手数料が免除される証明書の交付を希望する場合は、市税事務所等の窓口で請求してください。

● 郵送で証明請求する場合

(1) 請求に必要なもの

- ・ 証明請求書等（様式は、広島市ホームページ（ページ番号1019157）からダウンロードできます。）
- ・ 返信用封筒（返信用切手を貼り返信先の宛名を記入してください。）
- ・ 手数料分の定額小為替（過不足のないように郵便局で買い求めください。）
- ・ 運転免許証などの本人確認ができる書類の写し
- ・ 委任を受けた人は、委任状、依頼届等

(2) 郵送先

市税事務所管理係・税務室（郵送先住所等は、70ページをご覧ください。）
ただし、法人市民税・事業所税の納税証明書、法人市民税の課税証明書については、市役所市民税課に郵送してください。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6-34
広島市役所 財政局 税務部 市民税課 法人課税係宛て

● 広島市オンライン手続ポータルサイトで請求する場合

市税に係る証明書は、広島市オンライン手続ポータルサイトで請求することができます（請求者本人に係るものに限りです。）。

時間や場所に関係なく請求でき、証明手数料・郵送料はクレジットカード等でキャッシュレス決済します。請求した証明書は証明手数料等の決済後に郵送（速達、簡易書留の取扱いが可能です。）でお送りします。

詳しくは広島市ホームページ（ページ番号1032310）をご覧ください。

（１） 請求できる証明書

市民税・県民税・森林環境税課税証明書

（２） 請求できる人

次の条件を全て満たす人

ア 証明書の対象となる人（納税義務者の人）

※ ご家族や代理人による請求はできません。

イ マイナンバーカード（署名用電子証明書が有効期限内であるもの）をお持ちの人

ウ 署名用電子証明書による電子署名に対応したパソコン又はスマートフォンをお持ちの人

エ クレジットカード又はPayPay、d払い、au Payのいずれかによる支払いが可能な人

※ 領収証書は発行できません。

● 軽自動車の継続検査用の納税証明書について

「軽自動車税納付確認システム」（軽JNKS）の導入により全国の軽自動車検査協会で軽自動車税（種別割）の納税確認ができるようになりました。

これにより、３輪及び４輪の軽自動車については令和５年１月から、２輪の小型自動車については令和７年４月から、その車両に係る軽自動車税（種別割）の滞納がない場合、原則、継続検査（車検）を受ける際に検査窓口で納税証明書を提示する必要がなくなりました。

（注意事項）

- ・ 軽自動車税を納税した直後（最長で２週間程度）は、継続検査窓口で納税状況を確認できないため、窓口で納税証明書の提示が必要になることがあります。
- ・ 上記のほか、次の場合などは、継続検査窓口で納税証明書の提示が必要になることがあります。
 - ・ 中古車を購入した年度内に継続検査を受ける場合
 - ・ 他の市区町村から車両を移転した年度内に継続検査を受ける場合

お問 合 せ 窓 口

課税に関するお問合せ

お問合せの内容	お問合せ窓口
・ 個人市民税・県民税・森林環境税に関すること	各市税事務所市民税係・税務室・ 市役所財政局税務部市民税課 特別徴収係
・ 軽自動車税（種別割）に関すること	中央市税事務所軽自動車税係・ 各市税事務所管理係・税務室
・ 固定資産税・都市計画税に関すること	物件所在区を担当する市税事務所 土地係又は家屋係・税務室
（償却資産に係る固定資産税に関すること）	市役所財政局税務部固定資産税課 償却資産係
・ 特別土地保有税に関すること	物件所在区を担当する市税事務所 土地係・税務室
・ 法人市民税、事業所税及び入湯税に関すること	市役所財政局税務部市民税課 法人課税係
・ 市たばこ税に関すること	市役所財政局税務部市民税課 特別徴収係
・ 課税証明書等の交付、課税台帳の閲覧に関すること	各市税事務所管理係・税務室

※ 祝日、休日、土曜日、日曜日、8月6日、12月29日から1月3日までの日は休みです。

※ 市税の収納に関することは、各市税事務所管理係・税務室にお問い合わせください。

※ 市税の過誤納金の還付・充当に関することは、住所区又は物件所在区を担当する各市税事務所管理係・税務室にお問い合わせください。

※ 市税の口座振替の手続に関することは、市役所財政局税務部税制課口座振替担当（（082）504-2425）にお問い合わせください。

● 市役所・市税事務所・税務室連絡先一覧

市役所本庁舎内		電話 番号
税 務 部	庶 務 係	(082) 504-2087
	税 制 課	(082) 504-2088
	システム・収納管理係	(082) 504-2092
	市 民 税 係	(082) 504-2263
	特別徴収係	(082) 504-2089
	法人課税係	(082) 504-2093

市役所本庁舎内			電話 番号
税 務 部	固 定 資 産 税 課	土 地 係	(082) 504-2094
		家 屋 係	(082) 504-2941
		償却資産係	(082) 504-2127

中区役所内		担 当 区	電 話 番 号	南区役所内	
中 央 市 税 事 務 所	管 理 係	中区・南区	(082) 504-2558	南 税 務 室	(082) 250-8946
	第 一 市 民 税 係	中区	(082) 504-2564		
	第 二 市 民 税 係	南区	(082) 504-2751		
	軽 自 動 車 税 係	全区	(082) 504-2777		
	土 地 係	中区・南区	(082) 504-2565		
	家 屋 係	中区・南区	(082) 504-2566		

東区役所内		担 当 区	電 話 番 号	安芸区役所内	
東 部 市 税 事 務 所	管 理 係	東区・安芸区	(082) 568-7715	安 芸 税 務 室	(082) 821-4913
	市 民 税 係	東区・安芸区	(082) 568-7719		
	土 地 係	東区・安芸区	(082) 568-7720		
	家 屋 係	東区・安芸区	(082) 568-7721		

西区役所内		担 当 区	電 話 番 号	佐伯区役所内	
西 部 市 税 事 務 所	管 理 係	西区・佐伯区	(082) 532-0937	佐 伯 税 務 室	(082) 943-9716
	第 一 市 民 税 係	西区	(082) 532-0942		
	第 二 市 民 税 係	佐伯区	(082) 532-1012		
	第 一 土 地 係	西区	(082) 532-0943		
	第 二 土 地 係	佐伯区	(082) 532-1014		
	家 屋 係	西区 佐伯区	(082) 532-0944 (082) 532-1015		

安佐南区役所内		担 当 区	電 話 番 号	安佐北区役所内	
北 部 市 税 事 務 所	管 理 係	安佐南区・安佐北区	(082) 831-4932	安 佐 北 税 務 室	(082) 819-3913
	第 一 市 民 税 係	安佐南区	(082) 831-4935		
	第 二 市 民 税 係	安佐北区	(082) 831-5016		
	第 一 土 地 係	安佐南区(祇園・沼田)	(082) 831-4937		
	第 二 土 地 係	安佐北区(白木・高陽・可部)	(082) 831-4938		
	第 三 土 地 係	安佐南区(佐東・安古市) 安佐北区(安佐)	(082) 831-5019		
	第 一 家 屋 係	安佐南区(安古市・祇園・沼田)	(082) 831-4936		
	第 二 家 屋 係	安佐南区(佐東)・安佐北区	(082) 831-5023		

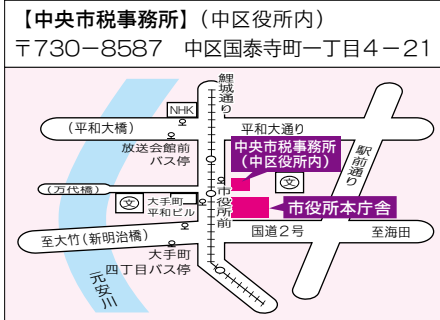
● 区役所出張所連絡先一覧

東 区	温 品 出 張 所	〒732-0033	東区温品五丁目1-18	(082) 289-2000
南 区	似 島 出 張 所	〒734-0017	南区似島町字家下752-74	(082) 259-2511
安佐南区	佐 東 出 張 所	〒731-0103	安佐南区緑井六丁目29-28	(082) 877-1311
	祇 園 出 張 所	〒731-0138	安佐南区祇園二丁目48-7	(082) 874-3311
	沼 田 出 張 所	〒731-3164	安佐南区伴東七丁目64-8	(082) 848-1111
安佐北区	白 木 出 張 所	〒739-1414	安佐北区白木町大字秋山2391の4	(082) 828-1211
	高 陽 出 張 所	〒739-1751	安佐北区深川五丁目13-7	(082) 842-1121
	安 佐 出 張 所	〒731-1142	安佐北区安佐町大字飯室3052の1	(082) 835-1111
安 芸 区	中 野 出 張 所	〒739-0321	安芸区中野三丁目20-9	(082) 893-2121
	阿 戸 出 張 所	〒731-4231	安芸区阿戸町6257の2	(082) 856-0211
	矢 野 出 張 所	〒736-0083	安芸区矢野東五丁目7-18	(082) 888-1112
佐 伯 区	湯 来 出 張 所	〒738-0601	佐伯区湯来町大字和田166	(0829) 83-0111

● 市役所・市税事務所・税務室所在地一覧（令和7年6月現在）

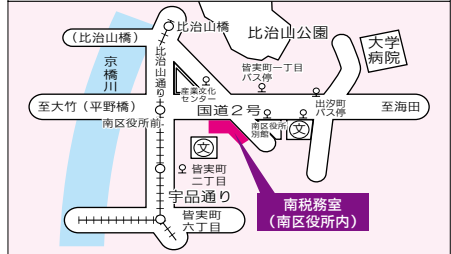
【市役所】

〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34



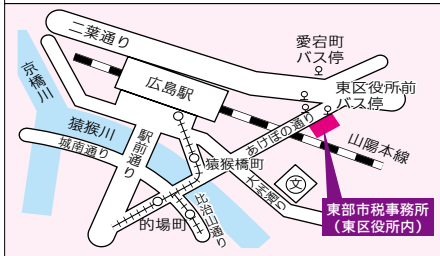
【南税務室】（南区役所内）

〒734-8522 南区皆実町一丁目5-44



【東部市税事務所】（東区役所内）

〒732-8510 東区東蟹屋町9-38



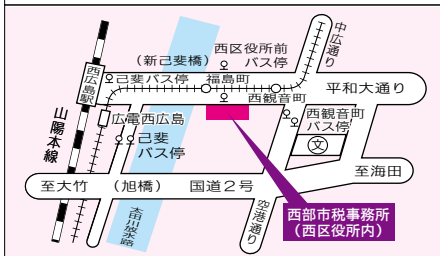
【安芸税務室】（安芸区役所内）

〒736-8501 安芸区船越南三丁目4-36



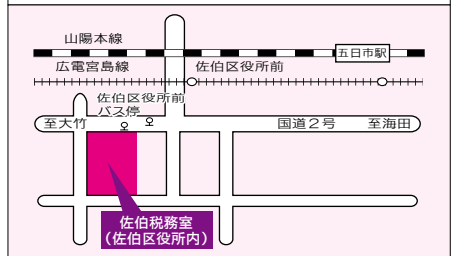
【西部市税事務所】（西区役所内）

〒733-8530 西区福島町二丁目2-1



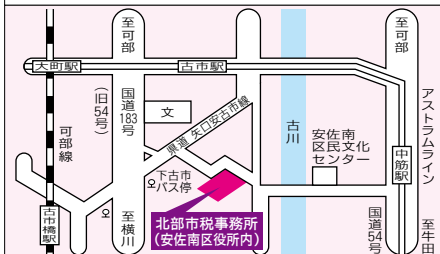
【佐伯税務室】（佐伯区役所内）

〒731-5195 佐伯区海老園二丁目5-28



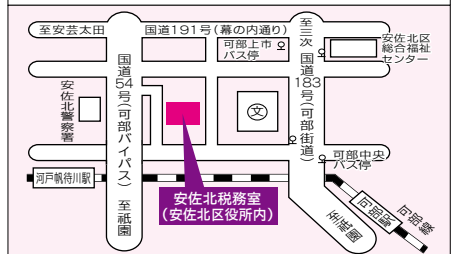
【北部市税事務所】（安佐南区役所内）

〒731-0193 安佐南区古市一丁目33-14



【安佐北税務室】（安佐北区役所内）

〒731-0292 安佐北区可部四丁目13-13



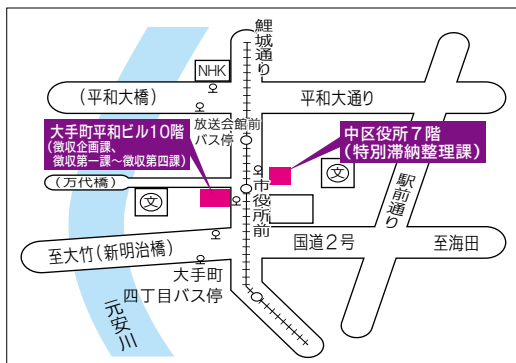
納付に関するお問合せ

	担当区等	課 名	電話番号（直通）	内 容	場所
収 納 対 策 部	中 区	徴収第一課	(082) 504-0131、0132	・ 納付相談及び滞納整理に関すること（特別滞納整理課所管のものを除く。）。	大手町平和ビル内
	東 区	徴収第三課	(082) 504-0321		
	南 区	徴収第一課	(082) 504-0133		
	西 区	徴収第二課	(082) 504-0211、0212		
	安 佐 南 区	徴収第四課	(082) 504-0411、0412		
	安 佐 北 区	徴収第四課	(082) 504-0413		
	安 芸 区	徴収第三課	(082) 504-0322		
	佐 伯 区	徴収第二課	(082) 504-0213		
	市 外	徴収第三課	(082) 504-0323		
	全 域 (高額滞納分)	特別滞納 整 理 課	(082) 504-2128	・ 高額滞納事案に係る納付相談及び滞納整理に関すること。	中区役所内

- ・ 収納対策部徴収企画課庶務係 (082) 504-0155
- ・ 収納対策部徴収企画課徴収企画係 (082) 504-0160

※ 祝日、休日、土曜日、日曜日、8月6日、12月29日から1月3日までの日は休みです。

● 収納対策部所在図



**徴収企画課、
徴収第一課～徴収第四課**
〒730-8567
中区大手町四丁目1-1
大手町平和ビル10階

特別滞納整理課
〒730-8587
中区国泰寺町一丁目4-21
中区役所7階

税務相談

中国税理士会が相談窓口を設けていますので、ご利用ください。

中国税理士会税金相談センター

フリーダイヤル 0120-927-370

月～金曜日 10時～12時、13時～16時（ただし、祝日、年末年始、お盆を除く。）

このほか、佐伯区役所で毎月第2月曜日の13時から16時までの時間帯に相談窓口を設置しています。

相談日当日の8時30分から電話（区政調整課：電話082-943-9706）で先着順に予約を受け付けます。

個人市民税

個人市民税について、令和8年度分から次のとおり改めることになりました。

- 給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に引き上げることになりました。
- 所得控除について、扶養する子等（19歳以上23歳未満）の前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合の特別控除を創設することになりました。
- 扶養親族及び同一生計配偶者の前年の合計所得金額の要件を48万円以下から58万円以下に引き上げることになりました。
- ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の要件を48万円以下から58万円以下に引き上げることになりました。
- 勤労学生の前年の合計所得金額の要件を75万円以下から85万円以下に引き上げることになりました。

法人市民税

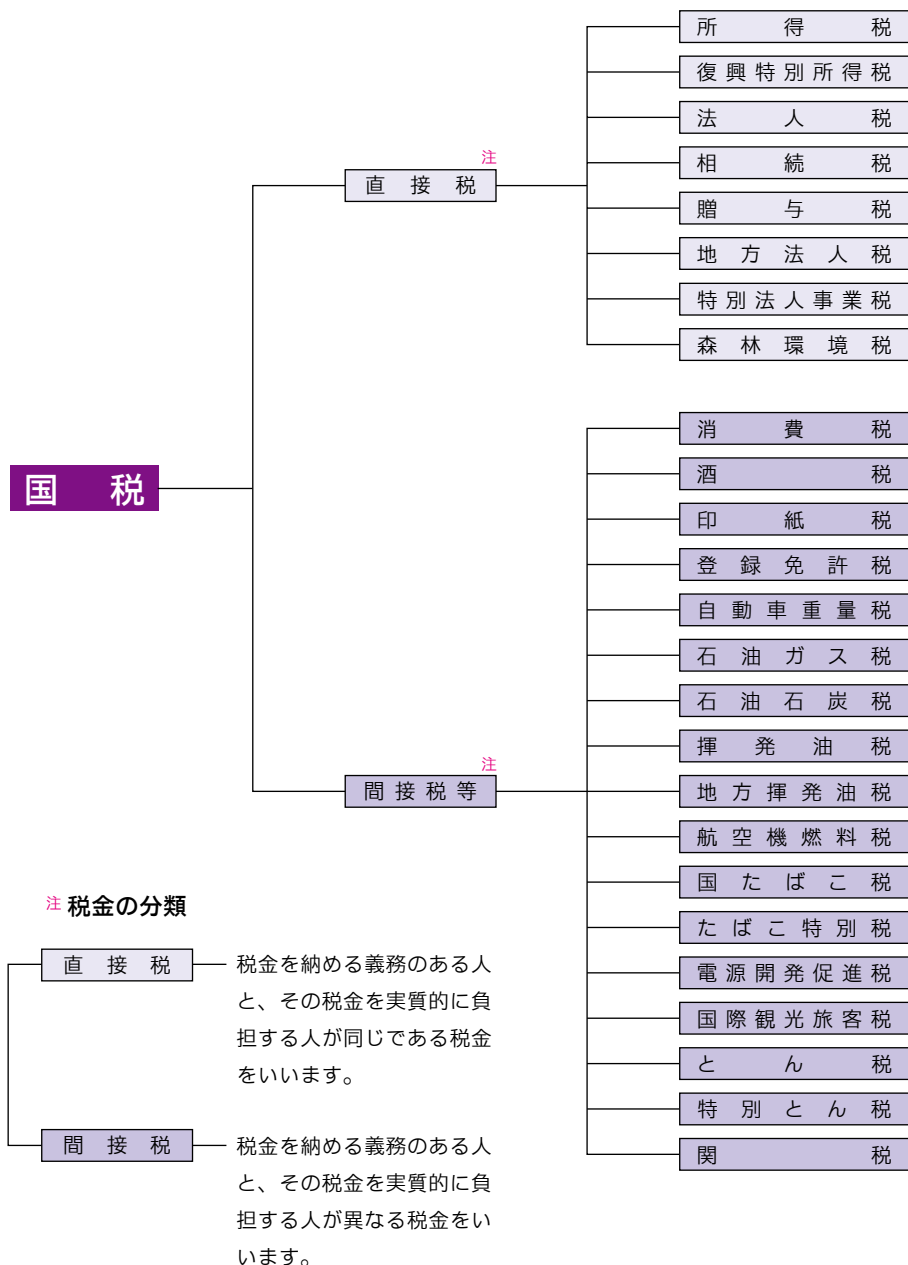
- 法人が、一定の地方公共団体に対し、当該地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に関連する寄附金を支出した場合に、当該法人に係る法人市民税法人税割の税額から控除される特例措置について、適用期限が3年延長されました。

軽自動車税

- 総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御した二輪の原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とすることになりました。（令和7年度分から適用）

市たばこ税

- 加熱式たばこについて、「重量」及び「価格」を基準とする課税方式から価格要素を廃止し、1本当たりの重量0.35gをもって紙巻たばこ1本に換算する方式になりました。また、0.35g未満のものについては、当該加熱式たばこ1本をもって紙巻たばこ1本と換算することになりました。（消費者への影響に鑑み令和8年4月及び同年10月の2段階で適用）



国税局・税務署一覧

区 分	電話番号	所 在 地	管轄区域（広島市域内分）
広島国税局	(082) 221-9211	〒730-8521 広島市中区上八丁堀6-30 （広島合同庁舎1号館）	
広島東税務署	(082) 227-1155	〒730-0012 広島市中区上八丁堀3-19	・中区の一部（胡町、銀山町、上幟町、上八丁堀、紙屋町1丁目、小町、国泰寺町1・2丁目、昭和町、新天地、宝町、竹屋町、立町、田中町、鶴見町、鉄砲町、中町、流川町、西白島町、西平塚町、幟町、白島北町、白島九軒町、白島中町、橋本町、八丁堀、東白島町、東平塚町、東千田町1・2丁目、平野町、袋町、富士見町、堀川町、本通、三川町、南竹屋町、基町、薬研堀、弥生町） ・東区の一部（海田税務署管内の地域を除く。） ・南区の一部（猿猴橋町、大須賀町、大洲1～5丁目、荒神町、西蟹屋1～4丁目、西荒神町、東駅町、東荒神町、松原町、南蟹屋1・2丁目）
広島南税務署	(082) 253-3281	〒734-0003 広島市南区宇品東六丁目1-72	・南区の一部（広島東税務署管内の地域を除く。）
広島西税務署	(082) 234-3110	〒733-8555 広島市西区観音新町一丁目17-3	・中区の一部（広島東税務署管内の地域を除く。） ・西区
広島北税務署	(082) 814-2111	〒731-0294 広島市安佐北区亀山二丁目25-10	・安佐南区 ・安佐北区の一部（白木町を除く。）
廿日市税務署	(0829) 32-1217	〒738-8601 廿日市市新宮一丁目15-40 （廿日市地方合同庁舎）	・佐伯区
海田税務署	(082) 823-2131	〒736-8505 安芸郡海田町大正町1-13	・安芸区 ・東区の一部（馬木町、馬木、温品町、温品、上温品、福田町、福田）
吉田税務署	(0826) 42-0008	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田3604-1	・安佐北区のうち白木町

※ 国税の相談について

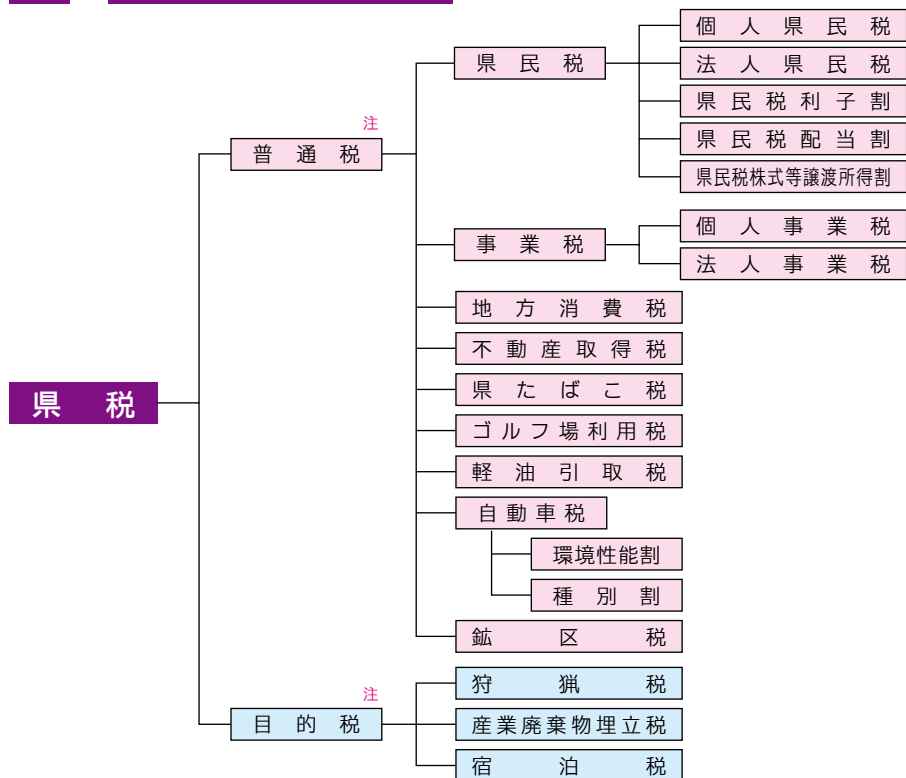
～ 一般的な質問・相談は「電話相談センター」をご利用ください ～

税務署に電話をかけると「自動音声」により案内されますので、次の番号を選択してください。

- 国税に関する一般的な質問・相談の人
→ 「1」番 → 「広島国税局電話相談センター」につながります。
- 納付に関するご相談など税務署にご用の人
→ 「2」番 → おかけになった税務署につながります。

法務局・出張所一覧

区 分	電話番号	所 在 地	登記管轄区域	
			不 動 産	商業・法人
広島法務局	(082) 228-5201	〒730-8536 広島市中区上八丁堀6-30	広島市中区、東区、南区、西区、安佐南区、安芸区、安芸郡（海田町、府中町、坂町、熊野町）	広島県全域
可部出張所	(082) 812-2548	〒731-0223 広島市安佐北区可部南四丁目10-20	広島市安佐北区、山県郡（北広島町、安芸太田町）	以下の事務のみの取扱いとなります。 1. 各種証明書交付事務 2. 印鑑提出等に関する事務、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務 （広島県内に本店・主たる事務所等が所在する会社・法人等のものに限る。）
廿日市支局	(0829) 31-0164	〒738-0024 廿日市市新宮一丁目15-40	広島市佐伯区、廿日市市、大竹市	



注 税金の分類（5ページ参照）

※令和8年4月1日から課税開始予定

県税事務所等一覧

区 分	電話番号	所 在 地	管轄区域
西 部 県 税 事 務 所	(082) 207-2135	〒732-0052 広島市東区光町二丁目1-14	広島市 呉市 竹原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 安芸郡 山県郡 豊田郡
	(0829) 32-1181	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	
	(0823) 22-5400	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	
	(082) 422-6911	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	
税 務 課	(082) 513-2319	〒730-8511 広島市中区基町10-52	



市税のあらまし
令和7年度版
令和7年6月発行

広島市財政局税務部
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

登録番号	広F4-2025-66
名称	市税のあらまし
主管課・所在地	財政局税務部税制課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL (082) 504-2088
印刷会社名	鯉城印刷 株式会社

広島市のホームページ
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>
メールアドレス zeisei@city.hiroshima.lg.jp

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。